

平成30年第1回

おいらせ町議会臨時会

会議録第1号

おいらせ町議会 平成30年第1回臨時会記録

| おいらせ町議会 平成30年第1回臨時会記録 | | | | |
|--------------------------------|-------------------------|--------|------------|--------|
| 招集年月日 | 平成30年5月1日(火) | | | |
| 招集の場所 | おいらせ町役場本庁舎議場 | | | |
| 開会 | 平成30年5月1日 午前10時07分 議長宣告 | | | |
| 閉会 | 平成30年5月1日 午後2時51分 議長宣告 | | | |
| 応招議員 | 議席番号 | 氏名 | 議席番号 | 氏名 |
| | 1番 | 澤上 勝 | 2番 | 澤上 訓 |
| | 3番 | 木村 忠一 | 4番 | 高坂 隆雄 |
| | 5番 | 田中正一 | 6番 | 平野 敏彦 |
| | 7番 | 檜山 忠 | 8番 | 川口 弘治 |
| | 9番 | 吉村 敏文 | 10番 | 澤頭 好孝 |
| | 11番 | 西館 芳信 | 12番 | 西館 秀雄 |
| | 13番 | 佐々木 光雄 | 14番 | 松林 義光 |
| | 15番 | 沼端 務 | 16番 | 馬場 正治 |
| 不応招議員 | なし | | | |
| 出席議員 | 15名 | | | |
| 欠席議員 | 16番 馬場 正治 | | | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
| | 町長 | 成田 隆 | 総務課長 | 泉山 裕一 |
| | 分庁サービス課長 | 松林 政彦 | 企画財政課長 | 成田 光寿 |
| | まちづくり防災課長 | 三村 俊介 | 税務課長 | 福田 輝雄 |
| | 町民課長 | 澤田 常男 | 環境保健課長 | 柏崎 勝徳 |
| | 介護福祉課長 | 田中 淳也 | 農林水産課長 | 西館 道幸 |
| | 商工観光課長 | 久保田 優治 | 地域整備課長 | 澤口 誠 |
| | 会計管理者 | 赤坂 千敏 | 病院事務長 | 小向 博明 |
| | 教育委員会教育長職務代理者 | 西館 あい子 | 学務課長 | 柏崎 和紀 |
| | 社会教育・体育課長 | 田中 貴重 | 選挙管理委員会委員長 | 相坂 一男 |
| | 選挙管理委員会事務局長 | 泉山 裕一 | 農業委員会会長 | 山崎 市松 |
| | 農業委員会事務局長 | 西館 道幸 | 監査委員 | 名古屋 誠一 |
| | 監査委員事務局長 | 小向 正志 | | |

| | | | | |
|----------------------|--------|-----------------|---|---------|
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 事務局 長 | 小 向 正 志 | 事務局 次 長 | 高 橋 勝 江 |
| | 主任 主 査 | 袴 田 光 雄 | | |
| 町 長 提 出 議 案 の 題 目 | 1 | 会議録署名議員の指名 | | |
| | 2 | 会期の決定 | | |
| | 3 | 諸般の報告 | | |
| | 4 | 仮議長の選任を議長に委任する件 | | |
| | 5 | 議案の一括上程 | | |
| | 6 | 承認第2号 | 専決処分の承認を求めることについて（おいらせ町町税条例等の一部を改正する条例について） | |
| | 7 | 承認第3号 | 専決処分の承認を求めることについて（おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について） | |
| | 8 | 承認第4号 | 専決処分の承認を求めることについて（おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について） | |
| | 9 | 承認第5号 | 専決処分の承認を求めることについて（おいらせ町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について） | |
| | 10 | 承認第6号 | 専決処分の承認を求めることについて（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について） | |
| | 11 | 承認第7号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度おいらせ町一般会計補正予算（第9号）について） | |
| | 12 | 承認第8号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について） | |
| | 13 | 承認第9号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第3号）について） | |
| | 14 | 承認第10号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について） | |
| | 15 | 承認第11号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について） | |
| | 16 | 承認第12号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第5号）について） | |
| | 17 | 承認第13号 | 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）について） | |
| | 18 | 議案第43号 | おいらせ町副町長の選任につき同意を求めることについて | |
| | 19 | 議案第44号 | おいらせ町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | | |
|----------------|-----------------|---|
| 議員提出 議案の題目 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 開議 | | 午前10時07分 |
| 議事日程 | | 議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付) |
| 会議録署名 議員の指名 | | 議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 |
| | | 5番 田中正一議員 |
| | | |
| | | 6番 平野敏彦議員 |
| | | |
| 議案の経過 | | |
| 日 程 | 発 言 者 | 発 言 者 の 要 旨 |
| 会議成立 開会宣言 | 事務局長 (小向正志君) | おはようございます。 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。 |
| | 沼端副議長 | おはようございます。 ただいまの出席議員数は14人です。定足数に達しておりますので、これより平成30年第1回おいらせ町議会臨時会を開会いたします。 (開会時刻 午前10時07分) |
| 開議宣告 | 沼端副議長 | 直ちに本日の会議を開きます。 なお、16番、馬場正治議員は欠席であります。12番、西館秀雄議員は若干おくれるという連絡が入っております。 |
| 議事日程報告 | 沼端副議長 | 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 |
| 会議録署名議員の指名 | 沼端副議長 | 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本臨時会の会議録署名議員は、5番、田中正一議員及び6番、 |

| | | |
|-------|---|--|
| 会期議題 | 沼端副議長 | <p>平野敏彦議員を指名いたします。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。</p> <p>会期決定の前に、議会運営委員長の報告を求めます。</p> <p>委員長、演壇にてお願いします。</p> <p>委員長。</p> |
| 委員長報告 | <p>14番 (松林義光君)</p> <p>沼端副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>沼端副議長</p> | <p>議会運営委員会、委員長報告をいたします。</p> <p>去る4月18日告示、本日招集されました平成30年第1回 おいらせ町議会臨時会の会期について、本日午前9時から議会 運営委員会を開催し、審査した結果、本臨時会の会期は、別紙 配付の「会期及び審議予定表」のとおり、本日5月1日の1日 とすることに決定いたしました。</p> <p>何とぞ議員各位のご理解とご協力を賜り、当委員会の決定に ご賛同くださいますようお願い申し上げまして、委員長報告と いたします。</p> <p>議会運営委員長の報告が終わりました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1 日といたしたいと思えます。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決しまし た。</p> |
| 諸般の報告 | 沼端副議長 | <p>日程第3、諸般の報告をいたします。</p> <p>議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付している とおりです。ご了承ください。</p> <p>なお、本臨時会の会期中は、町当局の協力を得て広報写真の 撮影をしてもらうため、担当係員の議場内出入りをすることの 許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。</p> <p>日程第4、仮議長の選任を議長に委任する件を議題とします。</p> |

| | | |
|-------------|---------------------------|---|
| 提案理由の 説明 | <p>(議員席)</p> <p>沼端副議長</p> | <p>お諮りします。</p> <p>馬場議長の欠席ということもあり、私の急病、急用等といった事故による不在に備え、地方自治法第106条第3項の規定により、この会期中における仮議長の選任を議長に委任お願いしたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| | <p>沼端副議長</p> | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、この会期中における仮議長の選任を、副議長に委任することに決しました。</p> <p>それでは、本日の仮議長に、13番、佐々木光雄議員を指名します。</p> |
| | <p>町長 (成田 隆君)</p> | <p>日程第5、議案の一括上程について。</p> <p>承認第2号から承認第13号まで及び議案第43号から議案第44号までの、以上14件を一括上程いたします。</p> <p>町長から提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長。</p> <p>提案理由の説明に入ります前に、就任のご挨拶を申し上げます。</p> <p>本日招集の平成30年第1回おいらせ町議会臨時会におきまして、議員各位には何かとご多用中のところご参集をいただきまして、厚くお礼申し上げます。</p> <p>本臨時会に提案いたしました各議案の提案理由の説明に先立ち、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>さきに行われました町長選挙により、町政のかじ取り役という重い役目を再び担わせていただくことになりました。私を推してくださった皆さんの郷土への熱い思いに触れるに及び、私の生涯の中でも特に重大な決意を持ってこのたびの町長選挙に臨みました。今ここに身の引き締まる思いの中で、その職務と責任の重大さを改めて痛感しているところであります。町民の期待に応えるためにも、今任期の4年間、おいらせ町の発展とおいらせ町民の幸せのため、決意を新たに一生懸命努力してまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>私の強い思いであります町の発展と町民の幸せを目指すという根本は、私も前職もそして議員各位も同じであると考えております。町の発展と町民の幸せという共通の目的のもと、行政と議会がまさに町政の両輪となって一致協力し、力強く着実に前進させることが、町の発展と町民の幸せにつながるとかたく信じております。町政の確かな前進に向け、議員各位の力強いご支援とご協力をお願いいたします。</p> <p>私は、今後4年間の町政運営にあたり、「明るく元気で持続可能なまち、町の発展と町民の幸福を目指す」をキャッチフレーズとして掲げ、その実現のため3つの重点項目と6つの政策の柱を定めております。次の6月議会におきまして、私の所信表明として、主要な事業とあわせ皆様に内容をご説明する予定としております。</p> <p>なお、町長の女房役となる副町長と町教育行政のかなめとなる教育長が空席となっているため、一日も早く任命し、行政の正常化を図り、施策の推進を強力に推し進めたいという思いで今回の臨時会を招集させていただきました。</p> <p>ここに、議員各位のご理解をお願いいたしまして、就任に当たってのご挨拶といたします。</p> <p>それでは、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>初めに、承認第2号、おいらせ町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>主な内容であります。地方税法等の一部改正に伴い、個人町民税課税に係る控除及びたばこ税率等、所要の改正を行ったものであります。</p> <p>次に、承認第3号、おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。</p> <p>本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>主な内容であります。地方税法等の一部改正に伴い、国民</p> |
|--|--|--|

| | |
|--|--|
| | <p>健康保険税の課税限度額及び減額措置の判断基準等、所要の改正を行ったものであります。</p> <p>次に、承認第4号、おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>主な内容であります。国の基準省令の一部改正に伴い、これに従い、または参酌して定めた本条例について、所要の改正を行ったものであります。</p> <p>次に、承認第5号、おいらせ町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>主な内容であります。高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、引用する規定の改正を行ったものであります。</p> <p>次に、承認第6号、指定居住サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>主な内容であります。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、これを引用する関係条例について、所要の改正を行ったものであります。</p> <p>次に、承認第7号、平成29年度おいらせ町一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、既定予算の総額から1億7,405万9,000円を減額し、予算の総額を110億7,747万9,000円としたもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>主な内容であります。歳出では、総務費において公共施設</p> |
|--|--|

| | |
|--|---|
| | <p>整備基金積立金を増額、民生費では子ども医療助成費を増額したほか、各款にわたりまして事業の完了や事業費の精査、確定により減額したものであります。</p> <p>一方、歳入であります。町税を初め、地方譲与税、地方消費税交付金、特別交付税、国・県支出金、町債等について、収入額や事業費の確定により増額、または減額を行うほか、繰入金では、歳出の減額に伴い、財政調整基金繰入金2億8,163万6,000円を減額したものであります。</p> <p>また、第2表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い、5件の限度額変更を行ったものであります。</p> <p>次に、承認第8号、平成29年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、既定予算の総額に5,698万5,000円を追加し、予算の総額を29億7,838万2,000円としたもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>主な内容であります。歳出では、支出額の精査に伴い、保険給付費及び共同事業拠出金を減額したほか、基金積立金を増額し、歳入では、国民健康保険税及び県支出金を増額したほか、国庫支出金を減額したものであります。</p> <p>次に、承認第9号、平成29年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、既定予算の総額から42万円を減額し、予算の総額を2,205万4,000円としたもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>主な内容であります。歳出では、ふるさと応援寄附金の減額に伴い基金積立金を減額し、歳入では、ふるさと応援寄附金の一般会計繰入金を減額したほか、貸付金収入を増額し、あわせて基金繰入金を減額したものであります。</p> <p>次に、承認第10号、平成29年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、既定予算の総額から2,155万5,000円を減額し、予算の総額を10億7,890万9,000円としたも</p> |
|--|---|

| | |
|--|---|
| | <p>ので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>主な内容であります。歳出では、事業の確定に伴い下水道整備工事費等を減額し、歳入では、分担金及び負担金を増額したほか、一般会計繰入金及び町債を減額したものであります。</p> <p>また、第2表、地方債補正につきましては、事業費の確定により、2件の限度額を変更したものであります。</p> <p>次に、承認第11号、平成29年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、既定予算の総額から349万2,000円を減額し、予算の総額を1億3,014万2,000円としたもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>主な内容であります。歳出では、事業の確定に伴い、古間木山地区処理施設維持管理業務委託料、補修工事費等を減額し、歳入では、使用料を増額したほか、一般会計繰入金を減額したものであります。</p> <p>次に、承認第12号、平成29年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、既定予算の総額に286万7,000円を追加し、予算の総額を22億4,198万円としたもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>主な内容であります。歳出では、事業の精査により、保険給付費を減額したほか、基金積立金を増額し、歳入では、保険料及び国・県支出金を増額したほか、支払基金交付金及び繰入金を減額したものであります。</p> <p>次に、承認第13号、平成29年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、既定予算の総額から1万6,000円を減額し、予算の総額を1億8,157万1,000円としたもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その内容につきましては、歳出では、還付金及び還付加算金を減額し、歳入では、保険料還付金を減額したほか、還付加算金を増額したものであります。</p> |
|--|---|

| | | |
|-------|-----------------|--|
| | | <p>次に、議案第43号、おいらせ町副町長の選任につき同意を 求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、現在欠員となっております副町長に小向仁生氏を選 任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意 を求めるため、提案するものであります。</p> <p>次に、議案第44号、おいらせ町教育委員会教育長の任命に つき同意を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、現在欠員となっております教育委員会教育長に松林 義一氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関す る法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるため、提 案するものであります。</p> <p>以上、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由を申し上 げましたが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、 本職を初め担当課長に説明させますので、何とぞ慎重にご審議 の上、議決いただきますようお願い申し上げます。</p> |
| | 沼端副議長 | 総務課長。 |
| | 総務課長 (泉山裕一君) | <p>ただいまの提案理由の発言の訂正をしたいと思います。</p> <p>ページ数は2ページ、上から5行目になります。判定基準等 とございますが、判断と先ほど提案いたしましたので、正確に は判定基準等になります。</p> <p>以上になります。</p> |
| | 沼端副議長 | 提案理由の説明が終わりました。 |
| | 沼端副議長 | <p>日程第6、承認第2号、専決処分の承認を求めることについ てを議題とします。</p> <p>本件は、おいらせ町町税条例の一部を改正する条例について 承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>税務課長。</p> |
| 当局の説明 | 税務課長 (福田輝雄君) | <p>承認第2号についてご説明申し上げます。</p> <p>1ページから28ページになります。</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>本件は、地方税法等の一部を改正する法律等に伴い、平成30年3月31日においらせ町町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したもので、その承認を求めるものであります。</p> <p>その主な内容ですが、3ページをお開きください。</p> <p>第1条では、おいらせ町町税条例の改正を行っております。</p> <p>1つ目には、障害者等に対する非課税措置の所得要件及び均等割非課税限度額をそれぞれ10万円引き上げ、基礎控除及び調整控除において、前年度の合計所得額が2,500万円以下とする所要要件を追加し、適用を平成33年1月1日からとすること。</p> <p>2つ目には、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直し及び控除対象配偶者の定義変更に伴う規定を改正し、適用を平成31年1月1日からとすること。</p> <p>3つ目には、たばこ税の税率を1,000本当たり430円引き上げ、製造たばこの区分を新たに追加し、加熱式たばこを製造たばことみなし、国のたばこ税と同様に重量及び価格を紙たばこに換算する方式により課税する規定を整備し、適用を平成30年10月1日からとすること。</p> <p>4つ目には、土地の価格の特例及び宅地に対して課す固定資産税の特例等の適用期間を3年延長し、平成32年度までとする改正を行ったものであります。</p> <p>次に、15ページをお開きください。</p> <p>第2条では加熱式たばこを平成31年10月1日に、第3条ではたばこ税の税率と加熱式たばこを平成32年10月1日に、第4条ではたばこ税の税率と加熱式たばこを平成33年10月1日に、第5条では加熱式たばこを34年10月1日にそれぞれ段階的に引き上げるおいらせ町町税条例の改正を行ったものであります。</p> <p>次に、17ページをお開きください。</p> <p>第6条では、おいらせ町町税条例の一部を改正する条例、平成27年おいらせ町条例第23号の改正を行っております。平成27年度改正において講じた旧3級品のたばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで延期し、適用を平成30年10月1日とする改正を行ったものであります。</p> |
|--|--|---|

| | | |
|----|--------------------------------------|--|
| | | <p>次に、17ページ中段をごらんください。</p> <p>本条例に係る附則では、第1条で施行日を、18ページの第2条では町民税に関する経過措置を、19ページの第3条、20ページの第4条では固定資産に関する経過措置を、第5条から第11条までは町たばこ税に関する経過措置、手持品課税に係るたばこ税に関する経過措置等をそれぞれ設けたものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 質疑 | <p>沼端副議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p> | <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>6番、平野議員。</p> <p>6番、平野です。</p> <p>1点だけ教えていただきたいんですけども、15ページのところで加熱式たばこの取り扱いについて説明がありましたけれども、加熱式たばこは、私はたばこをやめたのでちょっとその内容がよく理解できないんですけども、例えば普通のたばこですと1個単位で買って、それにたばこ税がかかっているわけですけども、加熱式たばこの場合はどういう形で、課税方法はどうなっているのか、簡単に説明していただければと思います。</p> |
| 答弁 | <p>沼端副議長</p> <p>税務課長 (福田輝雄君)</p> | <p>答弁を求めます。</p> <p>税務課長。</p> <p>加熱式たばこにつきましては、現在は国の税金だけが重量方式といいまして、1本当たり、フィルターも全てカートリッジの部分、箱に20本ないしは25本入っているメーカーもあるみたいですけども、その部分で国の税金がかかっている状況です。</p> <p>今回の改正で、地方税の中でも通常の葉たばこ、私たちが吸っている一般的なたばこと同じ形に課税をしていくということになっておりまして、重量方式を国も価格方式とあわせながら、</p> |

| | | |
|-----------|--------------------------------------|--|
| | | <p>今あるたばこと同じ税率になる形で合わせていくという形になっておりましたので、従来のたばこ1本当たりに当たる課税方法と同じ形で、若干価格の転化方法が違うんですけども、同等額にしていくという形で、改正を5段階で合わせていくこととなっております。</p> <p>以上です。</p> <p>6番、平野議員。</p> |
| <p>質疑</p> | <p>沼端副議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p> | <p>なるほど、わかりました。そうすれば、今の従来の課税方式に5段階で変えていくというのでわかりましたけれども、そうすれば、それを今度自販機とかそういうので加熱式も販売されるということで理解していいでしょうか。</p> |
| <p>答弁</p> | <p>沼端副議長</p> <p>税務課長 (福田輝雄君)</p> | <p>税務課長。</p> <p>今現在、コンビニ等で販売している形になっていました。販売方法についてはちょっと私のほうは確認し切れていないので、例えば日本たばこ産業さんで販売している銘柄についてはなる可能性はあるのかなと思いますけれども、それ以外のフィリップモリスさんとかいろいろとメーカーがあるみたいですので、そこが販売に入ってくるかというのはちょっと今のところわからないところです。</p> |
| <p>質疑</p> | <p>沼端副議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p> | <p>よろしいですか。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>7番、檜山議員。</p> <p>7番、檜山です。</p> <p>まずは、質問前に町長さん当選おめでとうございます。こういうふうに町長さんと質問を交わす、それを夢見て一生懸命頑張ってきましたので、これからもお互い頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>たばこのことなんですが、加熱式のこれは販売はどこで売られているんですか。先ほどからあと税金の問題が、話が出てい</p> |

| | | |
|-----------|--------------------------------------|--|
| <p>答弁</p> | <p>沼端副議長</p> <p>税務課長 (福田輝雄君)</p> | <p>ましたけれども、1,000本につき430円という話がありましたけれども、それらが何かよくわからない面があるので、ちょっともう一度教えていただきたいと思います。</p> <p>答弁を求めます。 税務課長。</p> <p>たばこにつきましては、1,000本当たり云々という形で金額が定められていまして、町内に卸した品物の本数に対して計算されて、それで返品等もあればその分減額されてという形で、日本たばこ産業さんのほうから税金が入ってくるという仕組みになっています。加熱式たばこにつきましては、現在先ほど平野議員が話したみたいに販売機の部分では販売現在しておりません。というのは、コンビニ等、またはインターネット販売が中心になっているということで認識しておりました。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>質疑</p> | <p>沼端副議長</p> <p>7番 (檀山 忠君)</p> | <p>7番、檀山議員。</p> <p>それでは、特に税金が町に入るというのは、どこから買えば町に入ってくるということになるのでしょうか。よくインターネット、先ほど答弁がありましたけれども、インターネット等で買っている方が結構あるんですよね。そこら辺、どこから買えばそれが町に税金が入るかということをお教えいただけますか。</p> |
| <p>答弁</p> | <p>沼端副議長</p> <p>税務課長 (福田輝雄君)</p> | <p>税務課長。</p> <p>私のほうもちょっとそこまで詳しく調べていないところがありまして、基本的には町内のコンビニエンスストアで購入したものについては従来のたばこと同じ形で入ってくると認識していました。ただ、インターネット販売については、どういう形の振り分けになるのかということまではちょっと詳細のところはまだわかっていないところになっておりました。</p> |

| | | |
|-------|--|---|
| 質疑 | 沼端副議長 | 7番、 檜山 議員。 |
| | 7番 (檜山 忠君) | できたら、たばこ税がこのごろだんだん少なくなっていっているような感じがするんで、やっぱりPR、できるだけインターネットではなくてコンビニから買うようにという少しPRするのも一つかなと思いますので、そこら辺考えていただきたいと思います。 |
| | 沼端副議長 | 答弁は要らないですね。 |
| | (議員席) | ほかにございませんか。 **なしの声** |
| | 沼端副議長 | なしと認め、本件について質疑を終わります。 |
| | (議員席) | これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声** |
| 当局の説明 | 沼端副議長 | なしと認め、討論を終わります。 |
| | (議員席) | これから承認第2号について採決いたします。 本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 **なしの声** |
| | 沼端副議長 | 異議なしと認めます。 |
| | | よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。 |
| | 沼端副議長 | 日程第7、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。 本件は、おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について承認を求める件であります。 当局の説明を求めます。 税務課長。 |
| | 承認第3号についてご説明申し上げます。 29ページから31ページになります。 本件は、地方税法等の一部を改正する法律等に伴い、平成30年3月31日においらせ町町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるものであります。 その内容ですが、31ページをお開きください。 | |

| | | |
|--|-------|---|
| | | <p>基礎課税に係る賦課限度額を54万円から58万円に引き上げる改正を行ったものであります。また、保険税の減額対象となる所得基準について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判断基準となる所得算定において、被保険者の数に乘じる金額を27万円から27万5,000円に、同じく2割軽減の対象となる世帯の軽減判定基準においては49万円から50万円にそれぞれ引き上げる改正を行ったものです。</p> <p>なお、あわせて特例対象被保険者等に係る申告において、マイナンバーによる情報連携により把握できる場合は、雇用保険受給資格証明書の提示が不要となる改正を行ったものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| | 沼端副議長 | 説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 |
| | (議員席) | ***なしの声*** |
| | 沼端副議長 | なしと認め、本件についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ありませんか。 |
| | (議員席) | ***なしの声*** |
| | 沼端副議長 | なしと認め、討論を終わります。 これから承認第3号について採決いたします。 本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 |
| | (議員席) | ***なしの声*** |
| | 沼端副議長 | 異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。 |
| | 沼端副議長 | 日程第8、承認第4号、専決処分承認を求めることについてを議題とします。 本件は、おいらせ町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について承認を求める件であります。 当局の説明を求めます。 町民課長。 |

| | | |
|--------------|--------------------------------------|--|
| <p>当局の説明</p> | <p>町民課長 (澤田常男君)</p> <p>沼端副議長</p> | <p>それでは、承認第4号につきましてご説明申し上げます。</p> <p>議案書では32ページから34ページ、参考資料は126ページから127ページになります。</p> <p>町が児童館等で行っている放課後児童クラブは本条例の規定により運営実施しているところでございますが、本件は、児童福祉法第34条の8の2の規定に基づき、国の基準省令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に従い、または参酌して定めなければならないこととされており、このたびこの省令の一部が改正されまして、平成30年3月30日交付、平成30年4月1日施行となることから、本条例に所要の改正を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日付で専決処分し同日交付したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。</p> <p>126ページから127ページの新旧対照表をごらんください。</p> <p>まず、現行の第3条第2項と第4条第3項の最低基準の向上に関する規定についてですが、改正後の第3条の2として条立って整理されましたので、それぞれの項を削除しております。</p> <p>次に、第10条第3項各号で規定されている放課後児童支援員の基礎資格のうち、第4号についてですが、教員免許の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にするため、学校教育法の規定により、学校の教諭となる資格を有する者から教育職員免許法の規定により有効な教員免許を有する者に改正するものであります。</p> <p>また、第10号についてですが、放課後児童支援員の基礎資格はこれまで高校卒業程度以上とされていたものを、中学校卒業業者でも5年以上の従事経験があり、町長が適当と認めたものについては有資格者として従事することを可能とするため追加するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> |
|--------------|--------------------------------------|--|

| | | |
|-----------|--------------------------------------|--|
| <p>質疑</p> | <p>6 番 (平野敏彦君)</p> | <p>6 番、平野議員。</p> <p>今改正の内容が説明ありましたけれども、127ページのところの件でちょっとお伺いしますが、資格のところでは教職員免許法第4条に規定する免許状を有する者、そうすると今までの学校教育法の規定により幼稚園、小学校、中学校、高等学校等々部分との比較をしてみた場合、どういう形で違いがあるのか、その点1点。</p> <p>それから、10条のところでは5年以上のということで、これは中学を卒業した者でも5年以上の経験を有して町長が認めればいいですよということで改正されてありますけれども、この4条と10条の関係で、(4)と(10)のところでは、例えばこの10だけでも運営が可能なのか、この(4)の教職員免許法に基づく資格を有する者がなければダメなのか、この辺もお聞かせいただきたいと思います。</p> |
| <p>答弁</p> | <p>沼端副議長</p> <p>町民課長 (澤田常男君)</p> | <p>答弁を求めます。</p> <p>町民課長。</p> <p>ただいまの質問にお答えいたします。</p> <p>1点目の資格の部分、教員免許の関係でございますけれども、これまで学校の教諭となる資格を有する者という規定の中ですが、教員免許制度につきましては、免許の更新制度が導入されておまして、これまでは教員免許を取得した者であれば更新講習を受講しなくても、第4号の基準を満たすものとして取り扱う運用がされてきたものでございますけれども、その規定が明確でなかったということで、今回改めて明確化するために改正したもので、中身的には特に変更はございません。</p> <p>それから、第10号の関係でございますけれども、これはあくまでも基礎資格ということで、この資格を持った方がいろんな研修を受けて支援員という資格を受けられるものになりますので、この実務経験5年以上ということで、中学校卒業程度ということだけでは支援員という形での活動はできないと認識しております。</p> <p>以上でございます。</p> |

| | | |
|----|--------------------------------------|---|
| 質疑 | <p>沼端副議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p> | <p>6番、平野議員。</p> <p>今の説明でわかりました。そうすれば、その運営する構成員のところはちょっと答弁が足りないなと思っていました。私が聞いているのは、4のところでは内容的に更新義務を課されている部分のほうですよということ、それから10番のところでは支援員を5年以上経験して町長が認めればいいんですよということ。そうすれば、運営するにはその支援員と構成員の比率とかそういうのは基準としてありますか。</p> |
| 答弁 | <p>沼端副議長</p> <p>町民課長 (澤田常男君)</p> | <p>答弁を求めます。</p> <p>町民課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>特に比率に関しての基準というのはございません。児童クラブを運営していくためには、有資格者の支援員、そのほかに資格はないけれども補助してもらっているという補助員という方で運営することになります。1児童クラブにつきましては、基本2人の支援員もしくは補助員がついて運営していくことになりますけれども、そういう形で中学校卒業程度の方でも実務経験が5年以上あればそういう基礎資格ということで補助員にはなり得る、また、いろんな研修を受けて支援員として認定されればそれで支援員として活動できると認識しております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 質疑 | <p>沼端副議長</p> <p>7番 (檀山 忠君)</p> | <p>よろしいですか。</p> <p>7番、檀山議員。</p> <p>7番です。</p> <p>平野議員が聞いたので大体わかりましたけれども、要はこの放課後の関係の事業を起こすためには、その有資格者が必ず必要なんだということの意味合いですか。</p> <p>あとは、それに携わる職員については、資格がなくてもまずやっつけていけるんだということでしょうか。</p> |

| | | |
|-------|--|--|
| 答弁 | 沼端副議長 | 町民課長。 |
| | 町民課長 (澤田常男君) | この事業を進めていくためには、先ほど言いましたけれども、支援員もしくは補助員、最低でも1クラブには2名人員を配置しなければなりません。その2名のうち1名は補助員でも運営が可能だということで現在運営しております。 この10号のところの変更につきましては、補助員として今まで従来活動していた実施してきたものが、いろんな研修を受講するための基礎資格として認めるということになりますので、これからいろんな研修を受けて支援員に昇格して、支援員として活動していくということは可能になるということでございます。 以上です。 |
| | 沼端副議長 | 7番、よろしいですね。 |
| | (議員席) | ほかにございませんか。 **なしの声** |
| | 沼端副議長 | なしと認め、本件について質疑を終わります。 |
| | (議員席) | これから討論を行います。討論ありませんか。 **なしの声** |
| | 沼端副議長 | なしと認め、討論を終わります。 |
| | (議員席) | これから承認第4号について採決いたします。 本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 **なしの声** |
| 沼端副議長 | 異議なしと認めます。 | |
| 沼端副議長 | よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。 | |
| 沼端副議長 | 日程第9、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。 本件は、おいらせ町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について承認を求める件であります。 当局の説明を求めます。 介護福祉課長。 | |

| | | |
|--------------|---|---|
| <p>当局の説明</p> | <p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p> <p>沼端副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>沼端副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>沼端副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>沼端副議長</p> <p>沼端副議長</p> | <p>承認５号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の３５ページから３７ページになります。</p> <p>本件は、高齢者の医療の確保に関する法律等の一部改正に伴い、引用する規定の改正をするため、去る３月３１日付で専決処分を行ったものです。</p> <p>その改正内容についてご説明申し上げます。</p> <p>１２８ページ、添付参考資料の新旧対照表をごらんください。</p> <p>第２条では、高齢者の医療の確保に関する法律第５５条において、病院等に入院、入所したときの被保険者の住所地特例の適用をうたっておりますが、そのものが後期高齢者医療の資格を取得した場合に引き続き住所地特例の適用とする旨をうたった第５５条の２を加えたことから、その規定を追加したものです。また、第３条及び第６条では、それぞれ引用する法律や政令を改正したものです。なお、その他の条文については、字句の訂正を行ったものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本件についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから承認第５号について採決いたします。</p> <p>本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>日程第１０、承認第６号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。</p> <p>本件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整</p> |
|--------------|---|---|

| | | |
|--------------|---------------------------|--|
| <p>当局の説明</p> | <p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p> | <p>理に関する条例について承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>介護福祉課長。</p> <p>承認第6号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の38ページから50ページになります。</p> <p>本件は、3年に一度の介護保険法の改正により、関係する指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、これを引用する3つの関係条例について、所要の改正を行うため、去る3月31日付で専決処分を行ったものです。</p> <p>その主な改正内容についてご説明申し上げます。</p> <p>131ページ、添付参考資料の新旧対照表をごらんください。</p> <p>第1条関係、おいらせ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例では、第6条で定期巡回、随時対応型訪問介護看護事業において、オペレーターの経験年数を3年から1年に緩和し、利用者へのサービス提供に支障がない場合には、時間帯に関係なくコールを受ける職員を施設の職員であれば誰でもオペレーターとして従事させることができるとしたものです。また、訪問リハビリテーション事業について、介護医療員においても提供可能としております。</p> <p>132ページ、第32条では、勤務体制の確保について、時間帯の撤廃をしております。</p> <p>次に、133ページ、第39条では、地域との連携を確保する介護医療連携推進会議を年4回から年2回に緩和したものです。また、事業者は指定定期巡回等をする場合は、施設内に居住している利用者以外に対してもサービスの提供を行うよう義務づけしたものです。</p> <p>134ページ、第59条の25では、指定療養通所介護事業所の定員を9人以下から18人以下に緩和したものです。</p> <p>なお、以後の第1条の条文改正は、ほかの介護サービス事業の人員等について、それぞれ改正したものであります。</p> <p>また、154ページ、第2条おいらせ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方</p> |
|--------------|---------------------------|--|

| | | |
|----|----------------------------|---|
| | | <p>法に関する基準を定める条例の条文改正についても、第1条の改正を踏まえた条文改正となっておりますので、説明を割愛させていただきます。</p> <p>次に、159ページ、第3条おいらせ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例では、第2条で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業者を指定介護予防支援事業者に加え、第5条では指定介護予防サービス事業の手続等について追加したものです。</p> <p>161ページ、第31条では、利用者と事業所、そして病院等の情報提供について規定したものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>7番、<u>檜山</u>議員。</p> |
| 質疑 | 7番 (<u>檜山 忠君</u>) | <p>ちょっと勉強不足で申しわけありません。132ページのこのオペレーターという名称がありますけれども、これは何を指しているのでしょうか。</p> |
| 答弁 | 沼端副議長 | <p>答弁を求めます。</p> <p>介護福祉課長。</p> |
| 答弁 | 介護福祉課長 (<u>田中淳也君</u>) | <p>お答えいたします。</p> <p>この条項では、定期巡回随時対応する看護事業について相談支援する職員のことを言います。</p> <p>以上です。</p> |
| 答弁 | 沼端副議長 | <p>7番、よろしいですか。</p> <p>ほかに質疑。</p> <p>6番、平野議員。</p> |

| | | |
|----|--|---|
| 質疑 | <p>6 番 (平野敏彦君)</p> | <p>6 番、平野です。</p> <p>今、説明を聞いて、非常に基準が緩和されたなという感じがします。これによって、サービスを受ける人のいろんな意味でのこれまでよりサービス提供が薄くなるのではないかと私は感じますが、この点について行政としてどういうふうに感じているのか、お聞かせいただきたいと思います。</p> <p>それから、この改正によって、施設のチェック機能というのはどこが担うのか、町なのか、県なのか、この2点をお伺いしたいと思います。</p> |
| 答弁 | <p>沼端副議長</p> <p>介護福祉課長 (田中淳也君)</p> | <p>答弁を求めます。</p> <p>介護福祉課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>サービスが薄くなるのではないかということですが、緩和されているのが、本体の事業所を持っている施設等で、そのほかに施設を持つ場合に代表者の兼務とか、その他の支援の方法、そういったものを緩和したものでありますので、薄くなるとは考えておりません。</p> <p>2つ目のチェック機能ですが、その施設によって町がするチェックと県がするチェックがありますので、それに基づいてチェックしていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p> |
| 質疑 | <p>沼端副議長</p> <p>6 番 (平野敏彦君)</p> | <p>6 番、平野議員。</p> <p>今、2点聞いたんですけども、サービスの低下はないんだということですが、実際に利用している家族とかそういう行為が、施設によってはサービスの違いが聞こえてきます。そういう意味では、チェック機能が平等に働いているのか、そういうものも私は今確認したいのはそこだったんです。だから、町でも同じような条件でびしっとチェックしているのであれば、サービスの差というのは、各施設の差はないと思うんですけども、県と町が当たっているということですから、今後こういう部分については、各施設間のサービスの機能をチェックした比</p> |

| | | |
|-------|-------------------|---|
| 当局の説明 | 沼端副議長 | <p>較、そういうものがどういう形で取りまとめをしているのか。課長は今かわったばかりですから、将来的な部分はあれですけども、基本にそれを据えて、次の機会にでも提供できるように体制づくりをしていただきたいと要望しておきます。</p> |
| | (議員席) | <p>要望ですね、答弁要りませんね。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| | 沼端副議長 | <p>なしと認め、本件についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ありませんか。</p> |
| | (議員席) | <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| | 沼端副議長 | <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから承認第6号について採決いたします。</p> <p>本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> |
| | (議員席) | <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| | 沼端副議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>ここで、11時20分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前11時05分)</p> |
| | 沼端副議長 | <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午前11時20分)</p> |
| | 沼端副議長 | <p>日程第11、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。</p> <p>本件は、平成29年度おいらせ町一般会計補正予算(第9号)について承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p> |
| | 企画財政課長 (成田光寿君) | <p>それでは、承認第7号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書51ページから57ページをごらんください。</p> <p>本件は、既定予算の総額から1億7,405万9,000円を減額し、予算の総額を110億7,747万9,000円としたもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>58ページをごらんください。</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>第2表、地方債補正につきましては、事業費の確定等に伴い、5件について限度額の変更を行ったものであります。</p> <p>歳入歳出の主なものにつきましてご説明申し上げますので、別冊の事項別明細書をご用意ください。</p> <p>平成29年度一般会計補正予算（第9号）に関する説明書になります。</p> <p>まず、歳出の主な内容であります。</p> <p>20ページをごらんください。</p> <p>2款1項4目財産管理費の25節公共施設整備基金積立金4,999万2,000円の増額は、3月31日付補正予算専決処分による歳入歳出収支状況を踏まえ、積立可能な分として計上したものであります。</p> <p>22ページをごらんください。</p> <p>2款2項2目町活性化対策費の19節ハートピア助成金218万円の減額及び25節ハートピア基金積立金141万9,000円の増額は、ハートピア助成金の対象事業の完了によるものであります。</p> <p>25ページをごらんください。</p> <p>3款1項1目社会福祉総務費の28節国民健康保険特別会計操出金254万6,000円の減額は、特別会計の3月31日付補正予算専決処分によるものであります。</p> <p>26ページをごらんください。</p> <p>3款1項3目高齢者福祉費の28節介護保険特別会計操出金998万3,000円の減額は、特別会計の3月31日付補正予算専決処分によるものであります。</p> <p>27ページをごらんください。</p> <p>3款2項1目児童福祉総務費の20節子ども医療助成費184万6,000円の増額は、平成29年度執行状況の精査によるものであります。</p> <p>29ページをごらんください。</p> <p>4款2項1目清掃総務費の19節十和田地域広域事務組合塵芥処理費負担金518万1,000円の減額は、事業費の確定によるものであります。</p> <p>31ページをごらんください。</p> <p>6款1項5目農地費の28節農業集落排水事業特別会計操出</p> |
|--|--|--|

| | |
|--|--|
| | <p>金 4 1 7 万 8, 0 0 0 円の減額は、特別会計の 3 月 3 1 日付補正予算専決処分によるものであります。</p> <p>3 2 ページをごらんください。</p> <p>7 款 1 項 2 目商工業振興費の 1 9 節地域空き店舗活用支援事業助成金 2 0 0 万円の減額、小規模事業者経営改善資金利子補給金 7 7 万 7, 0 0 0 円の減額及び同利子補給金の復興分 1 5 7 万円の減額は、それぞれ支出額の確定によるものであります。</p> <p>3 4 ページをごらんください。</p> <p>8 款 2 項 3 目除雪対策費の 1 3 節除雪作業委託料 1, 8 0 0 万円の減額は、支出額の確定によるものであります。</p> <p>3 5 ページをごらんください。</p> <p>8 款 3 項 4 目公共下水道費の 2 8 節公共下水道事業特別会計操出金 1, 3 9 5 万 8, 0 0 0 円の減額は、特別会計の 3 月 3 1 日付補正予算専決処分によるものであります。</p> <p>3 7 ページをごらんください。</p> <p>9 款 1 項 3 目災害対策費の 2 3 節国庫返還金 9 5 0 万 6, 0 0 0 円の減額は、東日本大震災復興交付金事業に係る国庫返還額の確定によるものであります。</p> <p>3 9 ページをごらんください。</p> <p>1 0 款 1 項 2 目事務局費の 2 8 節奨学資金貸付事業特別会計操出金 4 3 万 4, 0 0 0 円の減額は、特別会計の 3 月 3 1 日付補正予算専決処分によるものであります。</p> <p>4 3 ページをごらんください。</p> <p>1 0 款 5 項 2 目体育施設費の 1 5 節プール施設建設工事費 1, 8 6 2 万 5, 0 0 0 円の減額は、事業費の確定によるものであります。</p> <p>4 4 ページをごらんください。</p> <p>1 0 款 5 項 4 目学校給食センター建設費の 1 5 節学校給食センター屋外環境等整備工事費 1, 4 9 8 万 2, 0 0 0 円の減額は、事業費の確定によるものであります。</p> <p>このほか、各ページその他の内容につきましても、全般にわたり、事業費の確定及び精査により減額としたものであります。</p> <p>次に、歳入の主な内容につきましてご説明申し上げます。</p> <p>ページが戻りまして、3 ページをごらんください。</p> <p>1 款 1 項町民税、同 2 項固定資産税及び 4 項町たばこ税の各</p> |
|--|--|

| | | |
|--|--------------|---|
| | <p>沼端副議長</p> | <p>税目の増額または減額は、それぞれ収入見込み額の精査によるものであります。</p> <p>5ページをごらんください。</p> <p>6款1項1目地方消費税交付金8,173万6,000円の増額は、収入額の確定によるものであります。</p> <p>6ページをごらんください。</p> <p>10款1項1目地方交付税の特別交付税7,892万6,000円の増額及び震災復興特別交付税350万1,000円の増額は、それぞれ収入額の確定によるものであります。</p> <p>10ページ、14款国庫支出金から13ページ、15款県支出金までであります。それぞれ国・県補助事業等の交付決定や確定等に伴い、増額または減額を行ったものであります。</p> <p>14ページをごらんください。</p> <p>18款2項1目財政調整基金繰入金は、3月31日付補正予算専決処分による歳入歳出財源調整により2億8,163万6,000円を減額し、15ページ、8目の東日本大震災復興交付金基金繰入金は、充当事業費及び国庫返還額の確定により937万5,000円を減額したものであります。</p> <p>18ページをごらんください。</p> <p>21款1項町債であります。5件の事業につきまして、事業費の確定等に伴い、それぞれ減額を行ったものであります。</p> <p>ページが後ろのほうに移ります。</p> <p>45ページ、46ページをごらんください。</p> <p>給与費明細書は、特別職及び一般職の給料及び手当等の変更について示したものであります。</p> <p>47ページ、48ページをごらんください。</p> <p>債務負担に関する調書は、事業費の変更に伴いその内容を反映させたものであります。</p> <p>49ページ、50ページをごらんください。</p> <p>地方債に関する調書は、地方債の補正に伴いその内容を反映させたものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入全款について</p> |
|--|--------------|---|

| | | |
|-----------|---|---|
| <p>質疑</p> | <p>7 番 (檜山 忠君)</p> | <p>での質疑を行います。 質疑は、事項別明細書により行います。 一般会計補正予算（第9号）に関する説明書3ページから18ページになります。 質疑ございませんか。 7番、檜山議員。</p> <p>7番、檜山です。 7ページの13款使用料及び手数料の衛生使用料、霊園使用料の関係を聞いたかったんですが、100万4,000円のマイナスになっていますけれども、これは利用している人が少なくなった、または戻す人が多くなっているということなんでしょうか。どういうふうになっているんでしょうか、そこら辺をまず聞きたいと思います。 あとそれから、次の8ページの住宅使用料の件ですけれども、これもマイナスになっていますけれども、その下の滞納繰越分はプラスになっていますけれども、これは新たにこれが発生してきているということなんでしょうか。それをまずは聞きたいと思います。 あと、14ページのふるさと応援寄附金の関係なんですけれども、これも何か年々下がってきている、マイナスになってきていると見られますけれども、これはどういう理由であろうかなど、それに対する対策はどういうふうになっているのかということをお聞きしたいと思います。 以上です。</p> |
| <p>答弁</p> | <p>沼端副議長 環境保健課長 (柏崎勝徳君)</p> | <p>答弁を求めます。 環境保健課長。</p> <p>それでは、初めに13款1項2目の衛生使用料の減額についてご説明いたします。 霊園使用料につきましては、当初予算で264万円を見込んでおりましたが、実際の実績といたしましては、6件の新規の利用があったということで、当初予算で計上していた見込みよりは十分少なく利用がされたということが原因で減額というこ</p> |

| | | |
|-----------|--|---|
| <p>答弁</p> | <p>沼端副議長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p> | <p>とになっております。</p> <p>以上です。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>8ページの住宅の使用料になりますが、3番の住宅の使用料につきましては、現年分の使用料になります。既決予算5,495万8,000円から補正後5,400万円としたものになります。下の滞納繰越分につきましては、既決予算289万2,000円から補正後355万7,000円としております。</p> <p>住宅につきましては、28年度の3月末現在での入居者が259世帯で、30年3月末では255世帯ということで、1年前と比べますと4世帯少なくなっているという状況になります。</p> <p>従来も住宅の部分の徴収につきましては、ご説明しているように現在入居されている方での滞納分ということで、滞納している方等がありますので、その方等については計画書に基づいて滞納分のほうもなるべく入れてもらうような措置をしているところであります。</p> <p>例年同様現年分の調定額5,782万1,100円に対しまして、現年と過年度分を合わせてこれ以上徴収するというような目標を立てて毎年頑張っておりますが、29年度につきましては5,868万4,800円ということで、4月25日現在で全体で101.5%ということで目標をクリアしている状況でありますので、これからは出納閉鎖期間までにまた頑張る徴収の努力をしていきたいと考えております。</p> <p>以上になります。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>14ページのふるさと納税の関係でございます。議員がおっしゃるとおり実績はかなり下がってきてございます。数字的なもの、具体的なこととお話ししますと、平成28年度は1,2</p> |
| <p>答弁</p> | <p>沼端副議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p> | <p>とになっております。</p> <p>以上です。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>8ページの住宅の使用料になりますが、3番の住宅の使用料につきましては、現年分の使用料になります。既決予算5,495万8,000円から補正後5,400万円としたものになります。下の滞納繰越分につきましては、既決予算289万2,000円から補正後355万7,000円としております。</p> <p>住宅につきましては、28年度の3月末現在での入居者が259世帯で、30年3月末では255世帯ということで、1年前と比べますと4世帯少なくなっているという状況になります。</p> <p>従来も住宅の部分の徴収につきましては、ご説明しているように現在入居されている方での滞納分ということで、滞納している方等がありますので、その方等については計画書に基づいて滞納分のほうもなるべく入れてもらうような措置をしているところであります。</p> <p>例年同様現年分の調定額5,782万1,100円に対しまして、現年と過年度分を合わせてこれ以上徴収するというような目標を立てて毎年頑張っておりますが、29年度につきましては5,868万4,800円ということで、4月25日現在で全体で101.5%ということで目標をクリアしている状況でありますので、これからは出納閉鎖期間までにまた頑張る徴収の努力をしていきたいと考えております。</p> <p>以上になります。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>14ページのふるさと納税の関係でございます。議員がおっしゃるとおり実績はかなり下がってきてございます。数字的なもの、具体的なこととお話ししますと、平成28年度は1,2</p> |

| | | |
|----|---------------|---|
| 質疑 | 沼端副議長 | <p>21万5,000円だったものが、29年度の実績では658万円ということでやや半減してございます。この辺の理由等または要因等につきましても、ふるさと納税そのものは寄附者の動向等ありますので、推測でしかありませんが、近隣の市町村等とも情報交換等をしております。昨今、ふるさと納税は地方を応援したいという気持ちよりは、お礼品競争のほうが過熱気味になってございまして、当町では全国的に展開している民間のふるさと納税用のお礼品を掲載しているポータルサイト、ふるさとチョイスという1社だけ活用してやっておりますが、昨今、さとふるという民間業者のポータルサイトのほうはかなり人気が出てきております。今年度の当初予算におきまして、当町でもそのさとふるのほうまで広げてやろうということで予算化して、5月からやっている状況でございます。</p> <p>以上であります。</p> |
| | 7番 (檀山 忠君) | <p>7番、檀山議員。</p> <p>霊園については、最初の計画予算のとき、新しい使用者を多く考え過ぎたということなんですか。現状維持にはなっているんだと、そう考えればいいのでしょうか。</p> <p>それから、ふるさと納税なんですが、いろいろ新聞紙上でも話題になっている余りにも華美な返礼品が多くなっていて、本来の納税されたそのものがしっかりとした利用になっていないのではないかということがあるみたいなので、あまり華美にならない程度でいっぱい集める方法を何とか考えていただきたいとそう思います。それについては、答弁は要りません。</p> <p>住宅については、先ほど説明があったみたいですが、どうなのでしょう。一般的に建物自体が古くなってきていたり、何かの関係があって利用率が下がり気味になってきているのではないかなとも考えますけれども、それらについてはどんなものなのでしょう。別に何か手を加えて、もっと入居してもらうための方法を考えるとかというようなことをしなくてもよろしいですか。</p> |
| | 沼端副議長 | <p>答弁を求めます。</p> |

| | | |
|-----------|--|--|
| <p>答弁</p> | <p>環境保健課長 (柏崎勝徳君)</p> | <p>環境保健課長。</p> <p>それでは、霊園使用料についてお答えいたしたいと思います。</p> <p>当初予算の積算のときには、まず1種という区画がありまして、こちらが広いほうの区画になりますけれども、こちらは使用料が34万円ということで、当初予算では1区画を見込んでおりました。それから、2種につきましては、こちらはどちらかという小さいほうの区画になりますが、1区画当たり23万円ということですが、こちらを10区画見込んで、両方合わせまして11区画の新規の使用料を見込んでおりましたけれども、結果といたしまして、小さいほうの区画になりますが、2種のほうで町内の方の23万円というところが5件、それから町外の方になりますとその23万円が若干割高になって27万円ということになります。そちらの町外の方で2種の方が1件ということで、トータル6件の新規の使用があったということになります。</p> <p>以上でございます。</p> |
| <p>答弁</p> | <p>沼端副議長 地域整備課長 (澤口 誠君)</p> | <p>地域整備課長。</p> <p>住宅の戸数等につきましては、平成23年度に管理戸数303戸で入居者が277、先ほど申し上げましたように、29年度につきましては、管理戸数が300戸、現在3月末で入居が255という形になっておりますので、22世帯ほどは入所者がちょっと少ないという状況になっております。</p> <p>そういった中でも、常任委員会等でも説明しているように、町営住宅につきましては長寿命化なりということで、管理計画等も策定しておりますので、古い住宅、例えばですけども向山団地につきましては、現在管理戸数5に対して3戸の入居ということで2戸、あとはいちょう団地が10に対して5、くるみ団地が20に対して13というような形で、こういった部分につきましては、統廃合なり廃止というような形でちょっと考えておりますが、その他の部分につきましても修理費が余にかさむということで、十分な修繕料等予算を確保できないという部分でも、大幅な例えば修繕をして入居を見込むのが難しい</p> |

| | | |
|-----------|--|--|
| <p>質疑</p> | <p>沼端副議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p> | <p>ということはご理解していただきたいと思います。</p> <p>現在、4月で数戸あいておりますので、そちらにつきましては今後広報等で募集するというような形で、あいて修繕、またはクリーニング等をしなが、すぐに入れる住宅につきましては募集を行っていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>7番、檜山議員。</p> <p>その住宅なんですけれども、芦野団地は今入居率はどのようになっていますか。あそこ、相当古くなっているようですが、今後の計画があれば教えてもらえますか。</p> |
| <p>答弁</p> | <p>沼端副議長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p> | <p>地域整備課長。</p> <p>芦野団地につきましては、現在管理戸数として20戸、入居戸数が16戸という形になっております。A棟ということで北側のほう、国道に近いほうの棟につきましては、地下水等がもうちょっと高いというような状況で、上水道の管とかそういうものの腐食が激しいというような状況になっております。それと、やっぱり昨今これまでは駐車場は考えなくてもよかったんですけれども、今後建てかえ等とか考えた上でありますと、やはり駐車場の確保という部分も必要になってくると思いますので、現在の古くてそういうようなちょっと修繕料、変な話、建てかえまで考えなければならぬような芦野団地の一部につきましては、今後入居者等が退居した都度、その後の廃止というような形で一部は考えております。</p> <p>以上になります。</p> |
| <p>質疑</p> | <p>沼端副議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p> | <p>6番、平野議員。</p> <p>6番、平野です。</p> <p>私からは、収入の5ページ、6款地方消費税交付金の補正額8,173万6,000円と、それから次のページの特別交付税のところ8,242万7,000円、先ほどの課長の説明で</p> |

| | | |
|-----------|--|---|
| <p>答弁</p> | <p>沼端副議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p> | <p>すと、収入額の確定ということで説明がありましたけれども、この確定時期というのはいつになるか。会計が閉鎖されて執行できないような時期でこの多額の補正が計上されてありますけれども、これらについてちょっと説明をいただきたいと思ます。</p> <p>それから、使用料の13款労働使用料と、それから農林水産関係の使用料、ともに減額になっておりますけれども、これらは利用者が少ないから多分減額になったと思うんですけども、いろんな意味で高齢化の進展に伴って、子供たちとかそういう活躍する対象の人が減ってきているのではないかと私は思うんですけども、そういう中でもなおかつそういう収入を見込んでいるのか、状況はどういう形で捉えているのか、この辺についてお聞きしたいと思います。</p> <p>それと、あと5ページのところでですけども、基金のところについては今私が質問した収入等があって戻し入れをしていると思ますけれども、この中で18款の8目東日本大震災復興基金繰入金のところですが、これはさっきの説明ですと、課長は減額ということで、この対象事業というのがそうするとどういう形で執行されて減額になったのか、この点をお聞かせいただきたいと思ます。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>まず、5ページの地方消費税交付金の関係でございます。地方消費税交付金につきましては、年度内6月、9月、12月、3月、この4回に分かれて収入されることになっております。最終の交付が県から30年2月28日付で文書が来て、その日が最終の交付日ということになります。</p> <p>同様に6ページの地方交付税のところ、こちらも特別交付税、震災復興特別交付税、この2本の関係であります。こちらは特別交付税は12月と3月に分かれて交付、震災復興のほうは9月、3月の2回に分かれて交付であります。3月の交付につきましては、3月20日付で交付されております。</p> |
|-----------|--|---|

| | | |
|-----------|---|---|
| <p>答弁</p> | <p>沼端副議長</p> <p>まちづくり防災課長 (三村俊介君)</p> | <p>以上であります。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>それでは、基金の東日本大震災復興交付金基金の減額についてご説明いたします。</p> <p>こちらにつきましては、現在実施している事業につきましては、災害公営住宅のそちらの補助事業1件のみとなっております。そちらにつきましては、平成29年度はトータルで341万5,000円ということで完了しております。それ以外に、事業が完了したということで、復興庁から残額については返還するように求められていることから、その金額については3,892万6,000円という金額になります。この3,892万6,000円と先ほどの341万5,000円を合わせた4,234万1,000円が基金の今回の執行額となりまして、当初予算の5,171万6,000円から4,234万1,000円を引いた937万5,000円、こちらを減額ということになります。これにつきましては、30年度以降、32年度までの災害公営住宅の補助というこの事業に充当していきます。それで終わりましたら、32年度で事業完了という形になります。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>答弁</p> | <p>沼端副議長</p> <p>分庁サービス課長 (松林政彦君)</p> | <p>分庁サービス課長。</p> <p>8ページの先ほど、労働使用料と農林水産、ここ全部の話ですか、使用料について。一応、労働使用料については、申込者とかありませんで、シルバー人材センターと土地改良区、ここ2つだけの使用料で実績を上げております。農林水産業もありますけれども、これは農林水産業とありますけれども、農村環境改善センターの使用料の実績となっております。あと、商工使用料についても、バーベキューハウスだけの使用料の実績です。あと、教育使用料、これも各施設、各公園等の実績等を上げております。土木使用料については、地域整備課が担当ですので、以上で終わります。</p> |

| | | |
|----|-------------------------------------|--|
| 質疑 | <p>沼端副議長</p> <p>6 番 (平野敏彦君)</p> | <p>地域整備課長。(「いい、いい」の声あり)</p> <p>6 番、平野議員。</p> <p>今、課長の説明で5 ページ、6 ページのところですけども、交付時期が最後が2月28というふうな、内定はその前に来ているわけですね。というのは、やはりこの額が非常に1億円以上の金が年度末に確定される、私はもっと有効的な財源充当をすることによって、いろんな事業効果が得られると理解をするんですけども、何かこう見ますと、そのまま一般財源でぎりぎりまで置いて繰越金対策かなという理解もするわけで、もっと事前にそういうものがあつたら、いろんな住民サービスとかそういう部分に充当して要望事項等を町内会とかさまざまなものがあるわけですから、そういうものに活用するというような方法も大事ではないかと思うんですけども、この辺の資金運用についてもぜひ配慮して体制運営に当たってほしいと思います。</p> <p>以上です。終わります。</p> |
| | <p>沼端副議長 (議員席)</p> | <p>答弁は要らない。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| 質疑 | <p>沼端副議長</p> <p>8 番 (川口弘治君)</p> | <p>なしと認め、歳入全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、歳出について質疑を行います。</p> <p>第1款議会費から第6款農林水産費までについての質疑を受けます。</p> <p>説明書19ページから32ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>8 番、川口議員。</p> <p>24ページの選挙費なんですけど、これは次の給与費明細のほうに関係してくるかと思いますが、まずこのところで、今国が進めている働き方改革、時間外の規定、労基法が改正になると言われていますが、選挙になると担当者の時間外が非常に多いというふうには実態はなっていると思うんですけども、行政</p> |

| | | |
|-----------|--------------------------------------|--|
| <p>答弁</p> | <p>沼端副議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p> | <p>ではその労基法に準じた規定でたしか管理していると思うんですけども、民間ではないですからね。労働基準法の改正に伴って、この時間外規定の協定みたいなのは役場ではどのような形で結んであるのか。それと、先ほど言った労基法の改正に伴った時間外の労働に対しての対策というものは今のところどういうふうに考えているか、まずここを1点。</p> <p>あと、34ページ大丈夫ですか。(「2まで、32」の声あり) 32まで、失礼しました。では、そのところ1点お願いします。</p> <p>答弁を求めます。 総務課長。</p> <p>労働者はこちらのほうで民間みたいに時間が幾らまでという形での協定は行っておりません。あと、私どものほうで、総務課で管理しているということに関してみれば、皆さんの時間外、あとは休日出勤等の時間を把握した上で、その旨60時間以上超える方、80時間以上超える方、100時間以上超える方とさまざまな条件があるんですが、それを各課の所属長にお伝えして、その方々が時間外が多いですよということで、あと課の中である程度打開策とかそういうものを一応検討してみてくださいという形では通知を出しております。ただ、時期的に忙しい時期もありますし、あとは通年的に忙しく仕事をする方もいると思いますけれども、総務課でもそういう形で今後は進めていく形が、労働時間等もこれからは幾らか規制はかかってくるものと思っておりますので、少し総務課内でも今後どのように進めていって、どのように今度時間を把握しながらどう指導していくかというのを少し考えてみたいと思います。</p> <p>以上になります。</p> |
| <p>質疑</p> | <p>沼端副議長</p> <p>8番 (川口弘治君)</p> | <p>8番、川口議員。</p> <p>適応団体ではないものですから、役場というのは、当然そういうのはわかりますけれども、世間的にやっぱり残業、特に選挙になると時間外労働が非常にその担当者に強いられていると</p> |

| | | |
|-----------|--------------------------------------|---|
| <p>答弁</p> | <p>沼端副議長</p> <p>総務課長 (泉山裕一君)</p> | <p>いう現状も踏まえて、もっと効率のいい残業、選挙のときに残業時間を減らすことを何とかできないものなのかということも含めて、今後特にこの労基法が適用にはならないとはいえ、時間外労働を強いられる職員のその負担というものも検討していかなければならないのかなとは思いますが、その辺についても今答弁ありましたけれども、その労基法の改定に伴って、そういう働き方についても、行政の特に選挙に関する担当者の時間外労働、そういうものを検討するチームを立ち上げようとか、どういう形で今後やっていくかというのをもう一度課長から答弁をお願いします。</p> <p>総務課長。</p> <p>まず、選挙になりますけれども、選挙は歴然として期日前投票とか投票がございます。今、8時まで行っております。そのような時間の制約がありますし、そういう形でもある程度長い残業時間になっていくというのが出てきます。事前準備等もありますけれども、事前準備等はある程度何人か手伝いの方を入れながらも行っているんですが、どうしてもその一定期間のうちに処理しなければならないというところに関してみれば、ある意味人数的な補充という形でしか多分時間外を減らしていく可能性がないのではないかなと今の段階ではそう思っております。</p> <p>あと、ほかの仕事の部分に関してみれば、これから何ができるかというのを私も今ここでご返答するようなものはちょっと持っておりませんので、少しそのようなご提言があったということで、こちらでも真摯に受けとめたいと思います。</p> <p>以上になります。</p> |
| <p>質疑</p> | <p>沼端副議長</p> <p>8番 (川口弘治君)</p> | <p>8番、川口議員。</p> <p>課長は今総務課長に赴任したばかりなのであれなんですけど、よく実態を把握して、改善できるものの形を示す、そういうことも必要になってくるのではないかなと思って今提案させてもらっています。</p> |

| | | |
|----|-----------------|---|
| 答弁 | | <p>やっぱり、時間外労働がこれだけ世間に騒がれて、国も労基法の改正から実質そういう動きになっておりますし、役所がこういう国で法律等の改正を行って、まず労働基準法は民間に適用される法律でございますが、それにたしか役場でも準じてあると思っております。ですから、職員の働き方、時間外労働に関しての負担というものもさまざまな業務改善等、さまざまそういうものも検討していく時期に来ているのではないかと。その辺、課長、今後を見据えた役場内の業務分担、そういうものも実態に合わせて制度を法律に合わせた改善が必要になってくるかと思っておりますので、その辺ひとつよろしくをお願いします。</p> |
| | 沼端副議長 | <p>答弁は求める。 総務課長。</p> |
| | 総務課長 (泉山裕一君) | <p>先ほどおっしゃったとおり、私も全員の時間ってまだ1カ月分しか見ておりませんでしたので、とりあえず今のご提言がございましたので、そちらを私としても全体を見た上で何ができるかというのは今後の検討課題にさせていただきたいと思えます。</p> <p>以上になります。</p> |
| | 沼端副議長 (議員席) | <p>ほかにごいませんか。</p> |
| | 沼端副議長 | <p>なしと認め、第1款から第6款までについての質疑を終わります。</p> <p>次に、第7款……（「議長」の声あり）はい。</p> |
| | 14番 (松林義光君) | <p>まだ時間が私にかかると思いますよ。最後までそのほかにも案件がありますので、これ全部終わるまでやるんですか。それとも休憩をするんですか、その辺。</p> |
| | 沼端副議長 | <p>今、ここの一般会計の補正までやって休憩をお諮りしようかなと思って考えていました。いいですか。</p> <p>次に、第7款商工費から第12款公債費までについての質疑を受けます。</p> |

| | | |
|-----------|---|---|
| <p>質疑</p> | <p>8番 (川口弘治君)</p> | <p>説明書32ページから44ページになります。 質疑ございませんか。 8番、川口議員。</p> <p>急いでやります。34ページの除雪費の減額1,800万円 となっていますが、まず3月補正で増額分、たしか3千幾らだ ったと思いますが、まずその辺の確認を、増額分が幾らであ ったか。減額分が、雪が降らないから実際はこういう減額にな ったということだと思いますが、まずそこのところを確認お願 いします。</p> |
| <p>答弁</p> | <p>沼端副議長 地域整備課長 (澤口 誠君)</p> | <p>答弁を求めます。 地域整備課長。</p> <p>増額につきましては、2月5日の専決を行っております。消 耗費につきまして300万円、除雪費の委託料につきましては 3,200万円、委託料につきましては当初5,000万円で すので、この時点で8,200万円ということになっておりま す。 以上になります。</p> |
| <p>質疑</p> | <p>沼端副議長 8番 (川口弘治君)</p> <p>沼端副議長</p> | <p>8番、川口議員。</p> <p>雪が降らないと当然除雪費はかからないのでこういう減額、 処理的には毎年こういう形をとって、まず一つ確認したいのが、 この会計の処理の仕方、除雪費は単費で毎年見込みと、雪が降 れば補正をして金額を計上していますけれども、使わなければ まず戻す、これは単費ごとでこういう処理をしている。これは、 一つ会計規則なるものとか、財政規則なのか、その根拠になる、 こういう会計の仕方をしなければならぬというその根拠は何 でしょうか。</p> <p>答弁を求めます。 企画財政課長。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| 答弁 | 企画財政課長 (成田光寿君) | <p>お答えいたします。</p> <p>明確な答弁になるかどうかちょっと微妙なところもございますが、特に決められた根拠というものはございません。これまでの運用の仕方であくまでもやってきてございます。当初予算で全体の事業費、各款にわたりましてそれぞれ事業費がありますので、それを配分する中で除雪対策費、特に除雪委託料等幾ら幾らというふうに予算措置してございます。実際、雪が降雪した状況によって、足りなくなれば専決で増額すると。あとは、除雪作業そのものは3月31日までやることになりますので、3月31日をもって専決処分で大きな額が減額されるのであれば、そこで減額という形になってございます。</p> <p>以上です。</p> |
| 質疑 | 沼端副議長 8番 (川口弘治君) 沼端副議長 | <p>8番、川口議員。</p> <p>この除雪の考え方というのは、何か規定、国からの指導、そういうものがあって、我が町では10センチメートルの降雪を基準にして、道路の雪を、わかりやすく言うと押ししている。排雪は入っておりません。当然、寒くなるときもあればあったかい年もありますので、押しした雪はそのまま壁になって残って、住宅地の中では非常にその雪が生活に不便を感じるような状況になって、そこでその除雪の根拠ですね。そういう指導で、我々の地域では豪雪、東北町から青森みたいに除排雪、そういうことができない地域として指定されているのか。排雪が可能でもしあるのであれば、その寒い年によってその住宅街で生活道なんか、雪によって生活が困難になるという、そういう地域なんかでは排雪事業という形でそれを事業として展開することができるのであれば、この除雪費そのものも排雪を含めた一つの考え方として、雪が降らなかつたら返すんだという、それも一つなんでしょうけれども、災害として見た冬の排雪用のものとしてプールする基金なのか何なのかよくわかりませんが、それを創設してそれに拠出していくという排雪事業、雪があったときはですね。そういう考え方というのは可能なんでしょうか。</p> <p>答弁を求めます。</p> |

| | | |
|----|-------------------|---|
| 答弁 | 地域整備課長 (澤口 誠君) | 地域整備課長。 除雪の基準というものは特に定められて、国等から来ているということではありませんので、町として粉雪とか湿った雪とかいろいろな雪がありますけれども、おおむね幹線で10センチメートル以上降った場合に出動というふうに町内部では取り決めております。 排雪等につきましては、これまで数年、ちょっと記憶があれですけれども、3年ぐらい前に一部本当の行きどまりの道路で狭い路地、そういった部分についてはどうしても車も出入りができないという状況がありましたので、1回排雪したというケースはあります。ただし、北部南部も含めまして排雪することになりますと、積み込みの機械、またダンプ等、また別に経費がかかってきますので、そういった部分を考えて、ある程度押して空き地等に押す、あとは道路脇に、若干道路幅が狭くなりますが押したような形での、町民の方にはご不便をかけますけれども、そういうような利用でご協力をお願いしたいと思っております。 ちなみに、今年度も業者委託の部分につきましては、消雪というような形と、あとは雨なり、雨雪が降ったという状況ではありますが、3月末時点で5,650万円ほどまづかかっておりますので、これがまた排雪するような形になると、この1.5倍なのか、結構な額がやっぱりまたかかってくるということになりますので、その辺はご理解いただきたいと考えております。 |
| 質疑 | 沼端副議長 | ほかにございませんか。 |
| | 7番 (檜山 忠君) | 7番、檜山議員。 36ページの消防費の関係、2目の消防施設費なんですけれども、備品購入費が199万6,000円マイナスになっていますけれども、この内訳をちょっと教えていただけますか。 |
| | 沼端副議長 | 答弁を求めます。 まちづくり防災課長。 |

| | | |
|----|-----------------------------------|---|
| 答弁 | まちづくり防災課長 (三村俊介君) | この備品購入費につきましては、消防ポンプ自動車の購入費の入札残となっております。具体的に言いますと、下田の第9分団向山地区の消防車両を29年度更新しております。そちらの入札で執行残が出たということで減額しております。 |
| 質疑 | 沼端副議長 7番 (檜山 忠君) | 7番、檜山議員。 9ではなくて、8分団だろうと思いますけれども、百何万円も少なく補正されているということは、何かポンプ車の機能的なのを少なくしたとか、そういうのがあるのでしょうか、そこら辺どうですか。 |
| 答弁 | 沼端副議長 まちづくり防災課長 (三村俊介君) | まちづくり防災課長。 わかる範囲でお答えしてもよろしいでしょうか。(「いいよ、いいよ」の声あり)主に後ろの、6人乗りになっているんですけれども、艀装部分をどのように改造するかによって金額が変わってくるとなっておりまして、向山の場合は艀装部分にポンプを積むということで、主にポンプのみだったんですけれども、それで艀装部分にさらに手を加える形になればもっと増額になった可能性もあるかと思いますが、今回その改造部分が少なかったということで、当初の予定よりも減額になったと伺っております。 |
| 質疑 | 沼端副議長 7番 (檜山 忠君) | 7番、檜山議員。 それが8分団で、それを有効としてそういうふうにしたというのであればそれはそれでいいと思いますけれども、ただ今度の予定に入っているところでは、何か百何万円も減らされている、だから今度自分らの消防ポンプに対してもそういうふう削減されるのではないかと、そういう不安を訴えているところがありますので、そこら辺よく、入るところの分団とよく相談して、安易に削減をしないようにしていただきたい、それを要望しておきます。 |

| | | |
|-----------|-------------------------------------|--|
| <p>質疑</p> | <p>沼端副議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p> | <p>11番、西館議員。</p> <p>西館芳信です。</p> <p>2件お願いします。</p> <p>まず1点目は、43ページの2目に体育施設費があります。建設費に16億円、17億円かかるだろうと見積もられております多目的ドームですけれども、この整備検討業務委託料が49万8,000円減額されています。そもそもこの多目的ドームの整備検討業務委託料という話し合い、どういう使い方をするつもりで計上されたのか。そして、その実態、どういうふうにして使われたのかということをもまず1つ目をお願いします。</p> <p>そして、この2つ目は、これが全体の何割使われて、どういう理由でこういうふうにかットされたのかと。</p> <p>それから、3番目は、ここが大事なところなんです。私たち平成30年度の予算の中で、設計料5,000万円、これを計上することに同意いたしました。つまり、30年度の予算の関連性とここは整備検討の業務はもう要らないんだと。設計料が計上されたから、もう完全に着手になったから検討云々というのはもう要らないということで解釈していいのか。</p> <p>くしくも、今度5月号として配布される議会広報が、当然の報道ですけれども、5,000万円計上されて着手という文字で一面に書いてあります。私は、しゃべればなんだけれども、成田町長は街頭では完全にやるとは言っていなかった。私の記憶だと、皆さんの意見を聞いて、必要だったらやりましょうという話をしている。しかし、ちょうど選挙があってどちらの候補もこれに対してはそれなりに向かい合うという姿勢を有権者に示さなければならないということで、それなりの答えを皆さんに示したわけですけれども、しかしそれがどちらも完全にゴードというふうには私は思っていない。だから、この49万8,000円のかットはこういうふうにかえたらいいのかなと。もう検討しなくてもいいんだ、見切り発車でもやるんだというふうにかえたらいいのか、その辺のところをお願いします。</p> <p>もう一つは44ページ、保健体育費の中で、何か裁判の費用が1つありますけれども、大したことないみたいな内容ですけれども、これは私の記憶では保健体育費の中でこういうふうにか</p> |
|-----------|-------------------------------------|--|

| | | |
|----|---|---|
| 答弁 | <p>沼端副議長</p> <p>社会教育・体育課長 (田中貴重君)</p> | <p>計上される係争中のものがあったかどうか、ちょっとイメージが全然できなくて、これが何であるか。</p> <p>以上、2点お願いいたします。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>社会教育・体育課長。</p> <p>西館芳信議員の質問にお答えいたします。</p> <p>まず、1点、整備検討委員会のこの中の整備検討業務委託料の減額でありますけれども、こちらの部分につきましては、基本構想、基本設計を作成するまでの報告書、業務内容を確認しながら、その報告書を作成するという業務であります。それと、整備検討委員会では、たしか場所の設定だったりとか、あとは規模の確認だったり、そういうものを調査して、こちらの基本構想、基本設計に反映させていると伺っております。</p> <p>それと、平成30年度の予算、実施設計5,000万円計上しているということでありまして、今回、29年度の3月に総務文教常任委員会で山形のドームの施設を視察に行っております。そちらの報告書がこれから上がってくるかと思っておりますが、その内容も確認しながら、今後実施設計に向けたものをいろいろ検討しながら進めてまいっていきたいと思っておりますので、決してこれができたからといって、全く整備検討しないというわけではなくて、皆さんの意向も確認しながら進めていくということで考えております。</p> <p>以上であります。</p> |
| 答弁 | <p>沼端副議長</p> <p>学務課長 (柏崎和紀君)</p> | <p>学務課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>訴訟の代理手続の業務委託ということでございましたけれども、こちらは給食費等の未納があった場合に裁判等を起こすときに、その訴訟の代理手続を業務委託するというので、本来であれば町長等が行くわけですけれども、その代理をお願いするという手続のお金になります。今回、たまたまそういった案件がなかったので減額ということでございます。</p> |

| | | |
|-----------|--|--|
| <p>質疑</p> | <p>沼端副議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p> <p>沼端副議長</p> | <p>以上です。</p> <p>11番、西館議員。</p> <p>おおむねよくわかりました。特に2番よくわかりました。1番につきましては、その使い方ということ、それから30年度の予算との関連性、これもわかりました。ただ、1点漏れたのは、全体が幾らで49万8,000円に落ちついたのかというところを1点お願いします。</p> <p>それで、確認したいのは、私たちは例えば3月の議会での予算の承認ということにつきましては、調整というのが、その予算が出ますと、3月のいついつまでにはこれは何たかたということで承認しなければならない、あるいは否決しなければならないという期限が決められていると。もしそれが守られなければ、もう暫定予算を組んでやらなければならないということで、町民に多大な迷惑をかけるという我々議員の自覚から、一部だけ賛成するとか、条件つきで賛成するとかと、そういうことはできないもんだから、全体の枠として賛成しておかなければならないなということで我々は賛成するわけですけども、それぞれ個々の部分についてはまだまだ確かめなければならないことが多いということで、私は特にこの部分については、今ここで新町長に本来であれば前町長が所掌するところを、心境はどうですか、どういうふうに思っているんですかというのはいちよと酷な面はありますので、6月の一般質問にずらしたいと考えていますけれども、そういう点で、今私は姿勢を聞いて安心しましたけれども、まだまだ町民との話し合いが本当に持たれているのかな、この点についてはということで、今49万8,000円減額したところについては、最後1点確かめさせてください。町民と直接会話、あるいはやりとりの場面で、このあれは使われてはこなかった、報告書作成ということで使われたのみだと解釈してよろしいですね。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>社会教育・体育課長。</p> |
|-----------|--|--|

| | | |
|-----------|------------------------------------|--|
| <p>答弁</p> | <p>社会教育・体育課長 (田中貴重君)</p> | <p>まず、全体の事業費であります。当初予算が864万円を計上しておりました。そのうちで業務委託料という形で80万4千600円を支出して、その残額が59万4,000円の減額ということであります。</p> <p>それと、次の質問にありました町民との対話というお話がありましたけれども、この整備検討委員会、町民の代表の方々を集めて整備検討委員会として行っておりますので、全町民というわけではございませんけれども、町民という代表の方々と協議した結果で基本構想と基本設計が作成されたということであります。ということで、町民と対話をしたということで私は理解しております。</p> <p>以上であります。</p> |
| <p>質疑</p> | <p>沼端副議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p> | <p>6番、平野議員。</p> <p>6番、平野です。</p> <p>私は3点質問させていただきます。</p> <p>まず、第1点は、7款の1項2目の空き店舗活用支援事業助成金が200万円減額になっていきますけれども、当初の計画でこの分を執行できないというのは、その内容についてお聞かせいただきたいと思えます。</p> <p>それから、もう一点は、39ページの教育費の扶助費のところです。要保護及び準要保護児童生徒援助費が122万9,000円減額になっています。これについては、今問題になっているひとり親家庭、それから子供の貧困、いろんなマスコミ等で報道されておりますけれども、逆に受給する子供がふえてきているというので新聞報道で見たんですけれども、当町はなぜこの金額が浮いてきているのか。申請がないのか、実態把握がなされていないのか、学校現場はどういう捉え方をしているのか、ちょっと私、こんなに当初見込んだのが減っていいのかなという思いがあるわけで、前にも見ますと、当町にもひとり親家庭結構あります。子育てで苦しんでいる方々がいるわけで、この趣旨というのがよく町民に理解されているのかなという思いもありますので、この点についてお聞かせいただきたいと思えます。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| | | <p>それから、43ページの多目的ドームの検討業務委託については、今11番議員が質問して、残額の部分については理解をしました。業務委託をしてこれだけの残になったということで。私は町長に確認したいんですけども、前々から行政に対してはこのドームの必要性、それから建設促進については、各議会で各議員がいろんな形で働きかけをしてきました。そういう意味では、私は今の予算計上というのはもう業務委託している中で一歩も二歩も進んでいるなという理解をしておりますけれども、これらの認識について町長から確認をしたいと思います。</p> <p>以上です。</p> |
| 答弁 | <p>沼端副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p> | <p>答弁を求めます。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>まずもって5,000万円、前の議会で3月ですか、承認されているということでありまして、実は就任して、とりあえずその部分はまだストップしてよと、俺がかかわったから、考え方も前町長と同じとは限らないからということで、まだ執行には至っていないはずで。ということで、これから今、西館議員もおっしゃっていましたが、もう少し再吟味するところがないのかなということで、もう少し時間がかかるとしても考え方を一応集約して、これでいいということになれば執行に向かうんですけども、今のところまだ詳しい状況もわかっていませんから、そういうことで先ほど言いましたけれども、まだとりあえず一時保留というんですか、停止というんですか、そういう状況でいますので、まだ考えは定まっていない状況です。</p> <p>以上です。</p> |
| 答弁 | <p>沼端副議長</p> <p>商工観光課長 (久保田優治君)</p> | <p>商工観光課長。</p> <p>平野議員の7款1項地域空き店舗活用支援事業費補助金のところなんですけど、200万円の減額ということでご質問いただきましたが、当初300万円、上限100万円の補助金で、施</p> |

| | | |
|-----------|--------------------------------------|---|
| <p>答弁</p> | <p>沼端副議長</p> <p>学務課長 (柏崎和紀君)</p> | <p>設の空き店舗の改装費や設備資金について2分の1の補助で、上限100万円を3件補助する予定で当初見込んでおりましたが、実績としては1件100万円の支出にとどまったということで200万円の減額ということになっております。</p> <p>以上です。</p> <p>学務課長。</p> <p>それでは、お答えします。</p> <p>要保護・準要保護等についてでございます。実際に件数等も減ってきておりますが、こちらはご承知だと思いますけれども、経済的理由等で就学が困難な方に対するの補助でございます。具体的になぜ減ったかというのはなかなか難しいところがありますが、最近は経済状況が若干よく持ち直してきている部分もあるのかなとは考えております。ただ、一応全児童生徒等には周知をしておりますので、漏れということはないかと思っております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| <p>質疑</p> | <p>沼端副議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p> | <p>6番、平野議員。</p> <p>ドームの件については、町長が再考ということですが、私ども議会としては、行政のほう提案について同意をしているわけですから、少なくとも白紙はないかと思っておりますけれども、町長の考えもあると思っておりますので、予算をとったからすぐ計画しなさいということではなくて、やっぱりそれなりに検討して、やはり私もこのドームについてのいろんな思い入れがありますので、お互いに意見交換をしながら、よりよい施設の完成を目指してお互いに議論していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。</p> <p>それから、要保護・準要保護の件については、私は例えば百石小学校、甲洋小学校学区を見ますと、児童数が激減している関係で、非常に子供たちにとっては、親も少なくなって情報の伝達が素早く伝わることを懸念している親もあるのではないかと。やはりこういう補助金を子供が受けているということが、</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | | <p>親の間に公表でなくても子供たちが感ずるようなことがあつては、ちょっと私はこの趣旨がよく生きてこないのではないかと思いますので。経済的な理由というのは、私は逆に言えば、よくなっていると思いませんよ。今、ほとんどひとり親を見ますと、パートとかそういうのもう働いて、スポーツ少年団への参加もさせたいけれども、自分が働かなければならないから子供を犠牲にしているという親がいるわけですから、やっぱりそういう実態も把握しておいて、できればこういう補助金援助を活用して、もっともっと子供たちの能力発揮に努めてほしいと思います。</p> <p>あと、最後、この空き店舗はどうでしょうか。私、100万円ですけれども、これまで何件かこの制度を活用して開店しているところもあります。確かに旧百石の商店街を見ますと、なかなかこれだけ100万円の金で事業をやろうという若い人も余り見受けられないような気がしているわけです。町外からの出店者、そういうものがあるとすれば、そちらのほうに期待をするしかないのかなど。やはりいろんな意味でマスコミ等を使って宣伝をすることによって、この制度も生きてくると思いますので、これからの取り組みに期待をして私は終わります。</p> |
| 質疑 | <p>沼端副議長</p> <p>9番 (吉村敏文君)</p> | <p>答弁は求めない。</p> <p>ほかにございませつか。</p> <p>9番、吉村議員。</p> <p>私は1点だけ、32ページの商工観光振興費の中で、19節の小規模事業者経営改善利子補給金77万7,000円の減額になっておるんですが、この事業の内容とあと件数と、勉強不足で申しわけないんですが、最初の金額、これは今執行した残だと思ふんですが、その中身、もう一度教えていただきたいと思ふますので、よろしくお願ひします。</p> |
| 答弁 | <p>沼端副議長</p> <p>商工観光課長 (久保田優治君)</p> | <p>商工観光課長。</p> <p>吉村議員の質問にお答へします。</p> <p>小規模事業者経営改善資金利子補給金の事業になりますが、</p> |

| | | |
|-----------|------------------------------------|---|
| <p>質疑</p> | <p>沼端副議長</p> <p>9番 (吉村敏文君)</p> | <p>こちらは日本政策金融公庫が行っている小規模事業者経営改善資金、これを通称マル経融資というんですが、それを受けた町内の事業者に対しまして、返済開始から12カ月以内に利子補給するという事業で、相談の窓口については町の商工会になります。対象期間は29年度の4月から32年の3月までの融資分についての補給事業になるんですけども、昨年の29年度の実績としまして、8件の事業者からの申請に基づきまして、融資金額の総額が2,340万円で、利子補給金の合計は8万6,900円という金額になっていまして、こちらの執行の29年度分が確定したので、8万6,900円を切り上げた予算額8万7,000円に減額補正したものであります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>9番、吉村議員。</p> <p>これは、俗に言うマル経融資だと思うんですが、町内に在住している方で、私の認識だと商工会に加入して、商工会の審査を通った方が一応この利子補給の対象になると解釈しているわけなんですけど、俗に言うこれは商工会の審査と、それから政策金融公庫さんの審査を通るわけですね。その中でオーケーということが出た場合には利子補給の対象になるという理解をしております。</p> <p>私はなぜここで取り上げるかというのと、やはり以前から私は申し上げているんですが、誘致企業とかそういう方にはいろいろな制度はある。だけれども、この方は、小規模の方、町内に在住して商工会に加入して頑張っている方、そしてまたその商工会の審査を通過して、政策金融公庫の審査を通過して、二重の審査を通過した方がこの対象になるわけですね。そうしたときに、考えたときに、やはりこれは頑張っている方で二重の審査を受けている方だったら、これをもうちょっと期間を延長するとか、そういう雇用の関係も出てくるでしょうから、さっき言ったように、平野議員も言うておりましたが、空き店舗云々くんぬんという形もあろうかと思いますが、もっと大きな捉え方で、やはりこういうふうに二重に審査をしている方だったら、本当に私は大丈夫ではないかなと思うんですよ。そういう方にやは</p> |
|-----------|------------------------------------|---|

| | | |
|-----------|------------------------------------|--|
| | <p>沼端副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p> | <p>り、パーセンテージはこれはもう決まっているでしょうから、例えば1年だったら2年にするとか、2年だったら3年にして応援するんだという応援の体制があってもいいのではないかなと思うわけですが、この辺のところは町長さんはどのような考えをお持ちなのか伺いたと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>町長。</p> <p>今唐突に質問されて、この制度そのものを理解していないもので、どういうふうにと言われましても、果たして先ほど吉村議員が言いました企業誘致とかにはそれには相当の援助があるとか、それに比べ地元の商店街に余り助成がないというような話でしたけれども、やはりそれはそれなりの理由があつて、例えば誘致企業であれば、今までなかった企業さんが来て雇用をふやしてほしい、あるいは税金を納めてほしいという、そういう部分では初期投資はしてもいずれは何とかそういう部分で還元してもらえるのかなということもあろうかと思ひますので、これとは考え方そのものがちょっと違ひではないのかなという気がしておひまして、これはどういう制度でどういうふうになっているか、今詳しい説明というか、よく理解していないもので答へようがないんですけれども、後で勉強してお答へします。</p> |
| <p>質疑</p> | <p>沼端副議長</p> <p>9番 (吉村敏文君)</p> | <p>9番、吉村議員。</p> <p>急で申しわけなかつたです。私は、やはり地元で頑張っている小規模事業者の方、そしてこれが町の審査ではなくて、商工会の審査を通過して、政策金融公庫の審査も通過した方と、それで商工会の会員になっているわけですから、それなりの経営をしている方でなければ対象にならないわけですから、今まで頑張ってきている方に応援をするという形の中で、大きく捉えたときにはそういう援助もあつてもいいのではないかなと私は思うので、さっきの誘致企業を比較に出したんですが、そこを単体</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | | <p>で考えたときでも、そういうもので考えれば、頑張っている方であるので、そういう二重の審査を通った方にはそれなりの援助の方があれば、それが雇用にもつながっていくし、経営安定化にもつながっていくのかなという思いの中で申し上げましたので、その辺のところは町長さんに後からまた機会があれば話をして、また議論したいと思いますのでよろしく願いいたします。</p> <p>以上で終わります。</p> <p>要望ですね。（「はい、要望です」の声あり）</p> <p>会議の途中ですが、一般会計補正予算の審議を終えてから休憩したいと思いますので、議事進行に協力願います。1時間ちょっと超えているんですけども、しばし進めさせてください。ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| | <p>沼端副議長</p> <p style="text-align: center;">(議員席)</p> | <p>なしと認め、第7款から第12款までについての質疑を終わります。</p> <p>以上で、歳出についての質疑を終わります。</p> <p>次に、給与費明細書、債務負担に関する調書及び地方債に関する調書についての質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| | <p>沼端副議長</p> <p style="text-align: center;">(議員席)</p> | <p>なしと認め、第2表、地方債補正についての質疑を受けます。議案書58ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| | <p>沼端副議長</p> <p style="text-align: center;">(議員席)</p> | <p>なしと認め、第2表についての質疑を終わります。</p> <p>以上で、本件についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| | <p>沼端副議長</p> <p style="text-align: center;">(議員席)</p> | <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから承認第7号について採決いたします。</p> |

| | | |
|--------------|---------------------------|---|
| <p>当局の説明</p> | <p>(議員席)</p> <p>沼端副議長</p> | <p>本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>ここでお諮りいたします。</p> <p>議案もまだ残っておりますが、ここでお昼休憩をとりたいと思いますが、時間は2時でよろしいでしょうか。2時からの再開ということよろしいでしょうか。(「はい」の声あり)</p> <p>では、ここでお昼のため14時まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 0時41分)</p> |
| | <p>沼端副議長</p> | <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 1時59分)</p> |
| | <p>沼端副議長</p> | <p>日程第12、承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。</p> <p>本件は、平成29年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>環境保健課長。</p> |
| | <p>環境保健課長 (柏崎勝徳君)</p> | <p>それでは、承認第8号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の59ページから62ページになります。</p> <p>本件は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ5,698万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ29億7,838万2,000円としたもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>歳出の主な内容につきましては、基金積立金を増額したほか、療養諸費については見込みにより、共同事業拠出金については額の確定によりそれぞれ減額したものであります。</p> <p>歳入の主な内容であります。保険税については収入状況により、国庫負担金については追加交付決定により、県補助金については交付額の確定によりそれぞれ増額したほか、国庫補助金については交付額の確定により減額したものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| | <p>沼端副議長</p> | <p>説明が終わりました。</p> |

| | | |
|-----------|--|---|
| <p>質疑</p> | <p>6 番 (平野敏彦君)</p> | <p>これから第 1 表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出全款についての質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>特別会計補正予算に関する説明書 3 ページから 1 2 ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>6 番、平野議員。</p> <p>1 点質問いたします。</p> <p>収入のところの 4 ページ、5 ページにわたりますけれども、国庫支出金、普通調整交付金が 5, 7 0 0 万円、それから 6 款 県補助金で、この金額というのは同じぐらいの額で国・県が、国のほうが減って、県のほうがふえているんですけども、この組み替えになった、なぜこういう形になったのか。さっきは額の確定によるということですけども、国の補助金が減って、県がふえているこの関係というのはどういう意味なんですか。</p> |
| <p>答弁</p> | <p>沼端副議長</p> <p>環境保健課長 (柏崎勝徳君)</p> | <p>答弁を求めます。</p> <p>環境保健課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず、国の普通調整交付金の 5, 7 4 9 万 5, 0 0 0 円の減につきましては、医療給付費の減少、あるいは前期高齢者交付金が大幅に増となっております。こちらにつきましては、平成 2 7 年度の精算交付分が約 1 億円、今年度収入となったこと、あるいは前期高齢者分として 8, 0 0 0 万円増があったということ等が起因いたしまして、結果的に 5, 7 4 9 万 5, 0 0 0 円の減額になったということでございます。</p> <p>一方の県支出金につきましても、同様の理由によりまして減になるところでございましたが、当初予算の積算において、若干過少に予算を見込んでいたため、決算としては昨年度と比較をしますと、県の普通調整交付金も減額になる見込みでございますけれども、当初予算で過小に予算を見込んだということで今回増になったということでございます。</p> <p>以上です。</p> |

| | | |
|-------|-----------------|---|
| 当局の説明 | 沼端副議長 (議員席) | ほかにごいませんか。 **なしの声** |
| | 沼端副議長 (議員席) | なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。 次に、給与費明細書についての質疑を受けます。 説明書13ページから14ページになります。 質疑ごいませんか。 **なしの声** |
| | 沼端副議長 (議員席) | なしと認め、給与費明細書についての質疑を終わります。 以上で、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声** |
| | 沼端副議長 (議員席) | なしと認め、討論を終わります。 これから承認第8号について採決いたします。 本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 **なしの声** |
| | 沼端副議長 | 異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。 |
| | 沼端副議長 | 日程第13、承認第9号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。 本件は、平成29年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算(第3号)について承認を求める件であります。 当局の説明を求めます。 学務課長。 |
| | 学務課長 (柏崎和紀君) | それでは、承認第9号についてご説明申し上げます。 議案書の63ページから66ページ、事項別明細書の15ページから18ページになります。 本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ42万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,205万4,000円とするもので、去る3月31日に専決処分を行ったものであります。 その内容について申し上げますと、歳出については、ふるさ |

| | | |
|--------------|---|--|
| <p>当局の説明</p> | <p>沼端副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>沼端副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>沼端副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>沼端副議長</p> <p>沼端副議長</p> <p>地域整備課長</p> | <p>と応援寄附金の減額により、基金積立金を42万円減額するものです。</p> <p>一方、歳入におきましては、ふるさと応援寄附金の一般会計繰入金を42万円減額したほか、貸付金収入を139万4,000円増額し、それに伴い基金繰入金で同額を減額調整するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款についての質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>説明書17ページから18ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出とも全款についての質疑を終わります。</p> <p>以上、本件についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから承認第9号について採決いたします。</p> <p>本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>日程第14、承認第10号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。</p> <p>本件は、平成29年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>承認第10号についてご説明申し上げます。</p> |
|--------------|---|--|

| | | |
|--|---|--|
| | <p>(澤口 誠君)</p> <p>沼端副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>沼端副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>沼端副議長</p> <p>(議員席)</p> <p>沼端副議長</p> | <p>議案書の67ページから71ページ、別冊の事項別明細書の19ページから25ページをごらんください。</p> <p>本件は、既定予算の総額から歳入歳出それぞれ2,155万5,000円を減額し、予算の総額を10億7,890万9,000円とし、3月31日付で専決したものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では、維持管理費及び建設事業費の確定に伴い下水道整備工事費等を減額し、歳入では、分担金及び負担金を増額し、一般会計繰入金及び事業債を減額したものであります。</p> <p>また、第2表、地方債補正につきましては、建設事業費の確定により、借入額の限度額を変更したものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款についての質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>説明書21ページから25ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出とも全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、給与費明細書及び地方債に関する調書についての質疑を受けます。</p> <p>説明書27ページから29ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、給与費明細書及び地方債に関する調書についての質疑を終わります。</p> <p>次に、第2表、地方債補正についての質疑を受けます。</p> <p>議案書71ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、第2表についての質疑を終わります。</p> <p>以上で、本件についての質疑を終わります。</p> |
|--|---|--|

| | | |
|-------|--|--|
| 当局の説明 | (議員席) 沼端副議長 | これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声** |
| | (議員席) 沼端副議長 | なしと認め、討論を終わります。 これから承認第10号について採決いたします。 本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 **なしの声** |
| | 沼端副議長 | 異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。 |
| | 沼端副議長 | 日程第15、承認第11号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。 本件は、平成29年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について承認を求める件であります。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。 |
| | 地域整備課長 (澤口 誠君) | 承認第11号についてご説明申し上げます。 議案書の72ページから75ページ、別冊の事項別明細書の31ページから34ページをごらんください。 本件は、既定予算の総額から歳入歳出それぞれ349万2,000円を減額し、予算の総額を1億3,014万2,000円としたもので、3月31日付で専決処分したものであります。 その主な内容につきましては、歳出では、排水処理施設及び管路施設に係る維持管理費等の確定に伴い、修繕料等を減額し、歳入では、下水道使用料を増額し、一般会計繰入金を減額したものであります。 以上で説明を終わります。 |
| 沼端副議長 | 説明が終わりました。 これから第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款についての質疑を行います。 質疑は、事項別明細書により行います。 説明書33ページから34ページになります。 質疑ございませんか。 | |

| | | |
|-------|-------------------|--|
| 当局の説明 | (議員席) 沼端副議長 | <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出とも全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、給与費明細書についての質疑を受けます。</p> <p>説明書35ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> |
| | (議員席) 沼端副議長 | <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、給与費明細書についての質疑を終わります。</p> <p>以上で、本件についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> |
| | (議員席) 沼端副議長 | <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから承認第11号について採決いたします。</p> <p>本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> |
| | (議員席) 沼端副議長 | <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p> |
| | 沼端副議長 | <p>日程第16、承認第12号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。</p> <p>本件は、平成29年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算(第5号)について承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>介護福祉課長。</p> |
| | 介護福祉課長 (田中淳也君) | <p>それでは、承認第12号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の76ページから79ページをごらんください。</p> <p>本件は、既定予算の総額に286万7,000円を追加し、予算の総額を22億4,198万円としたもので、去る3月31日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その主な内容であります。歳出では、事業費の精査により保険給付費を減額、基金積立金を増額したものであります。一方、歳入では、保険料を増額したほか、交付決定及び歳出の事業費の精査により、国庫支出金及び県支出金を増額、支払基金</p> |

| | | |
|--------------|---------------------------|---|
| <p>当局の説明</p> | <p>沼端副議長</p> | <p>交付金及び一般会計繰入金を減額したものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| | <p>(議員席)</p> | <p>説明が終わりました。</p> <p>これから第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款についての質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>説明書39ページから47ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> |
| | <p>沼端副議長</p> | <p>なしと認め、歳入歳出とも全款についての質疑を終わります。</p> |
| | <p>(議員席)</p> | <p>以上で、本件についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> |
| | <p>沼端副議長</p> | <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから承認第12号について採決いたします。</p> <p>本件は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。</p> |
| | <p>(議員席)</p> | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p> |
| | <p>沼端副議長</p> | <p>日程第17、承認第13号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。</p> <p>本件は、平成29年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)について承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>環境保健課長。</p> |
| | <p>環境保健課長 (柏崎勝徳君)</p> | <p>それでは、承認第13号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の80ページから83ページになります。</p> <p>本件は、既定予算の総額から歳入歳出それぞれ1万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,157万1,000円としたもので、去る3月31日付で専決処分を</p> |

| | | |
|--------------|-----------------------|--|
| <p>当局の説明</p> | <p>沼端副議長</p> | <p>行ったものであります。</p> <p>その内容であります。歳出につきましては、支出見込み額の精査により、還付金及び還付加算金を減額したものであります。歳入につきましては、収入見込み額の精査により、保険料還付金を減額し、還付加算金を増額したものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| | <p>(議員席)</p> | <p>説明が終わりました。</p> <p>これから第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款についての質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>説明書51ページから52ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> |
| | <p>沼端副議長</p> | <p>なしと認め、歳入歳出とも全款についての質疑を終わります。</p> |
| | <p>(議員席)</p> | <p>以上で本件についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> |
| | <p>沼端副議長</p> | <p>なしと認め、討論を終わります。</p> |
| | <p>(議員席)</p> | <p>これから承認第13号について採決いたします。</p> <p>本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> |
| | <p>沼端副議長</p> | <p>異議なしと認めます。</p> |
| | <p>沼端副議長</p> | <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p> |
| | <p>沼端副議長</p> | <p>日程第18、議案第43号、おいらせ町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p> |
| | <p>町長 (成田 隆君)</p> | <p>議案第43号、おいらせ町副町長の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、現在欠員となっております副町長に小向仁生氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意</p> |

| | | |
|----|--------------------|---|
| 討論 | 沼端副議長 (議員席) | <p>を求めるため、提案するものであります。</p> <p>同氏は、昭和54年4月に百石町職員に採用され、以降おいらせ町となってからは、商工観光課長、企画財政課長、町民課長、税務課長、介護福祉課長など数々の主要な部署の課長を務め、またその職責を十分に果たしていただきました。その豊富な行政経験とすぐれた行政手腕に加え、人格、見識ともに副町長として適任であると存じますので、何とぞ皆様のご同意を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> |
| | 沼端副議長 | <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>13番、佐々木議員。</p> |
| | 13番 (佐々木光雄議員) | <p>13番。</p> <p>本案に賛成する立場から討論を行います。</p> <p>小向仁生氏は、ただいま町長も申し上げましたけれども、昭和54年に役場に奉職し、現在まで39年間勤務しております。特に私の記憶に残っておりますことは、3.11の大震災に対する真摯な受けとめ方、そしてそれが行動を伴いまして百石工業産地の震災工場等をくまなく回り復興に努めたことは記憶に新しいところであります。</p> <p>また、もう一つは、おいらせショッピングセンター、通称かんぶんと生協でございますけれども、これにつきましても以前から話があるもの一向に進まない。そこで、小向氏は地域住民、百石小学校PTA、商工会へ説明会を実施するなどして、平成27年10月オープンにこぎつけました。その働きは、やはりおいらせ町民だし、また地元百石だなと深く私も感銘を受けた次第であります。ですから、私は本案に賛成するものであります。</p> <p>以上で終わります。</p> |

| | | |
|-------|----------------|--|
| 当局の説明 | 沼端副議長 (議員席) | ほかに討論ありますか。 **なしの声** |
| | 沼端副議長 (議員席) | なしと認め、討論を終わります。 これから議案第43号について採決いたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。 **なしの声** |
| | 沼端副議長 | 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。 |
| | 沼端副議長 | 日程第19、議案第44号、おいらせ町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。 当局の説明を求めます。 町長。 |
| | 町長 (成田 隆君) | 議案第44号、おいらせ町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。 本案は、現在欠員となっております教育委員会教育長に松林義一氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めため、提案するものであります。 ご提案いたしました同氏は、略歴にもありますように昭和51年に中学校教諭として採用され、以後平成26年3月に定年退職されるまでの間、上北管内の小中学校の教頭、校長を歴任されたことに加え、広域町村の小中学校教職員の指導、研修や相談、調整などを行う中部上北広域事業組合教育委員会の主任指導主事に加え、東部上北教育研究協議会の指導課長も務められております。また、平成21年4月から平成24年3月までの3年間は百石中学校校長を務められ、当町の学校教育の振興推進にも大いにご尽力をいただいたところであります。 さらには、町の行政推進委員を務められるなど、人望も厚く、教育者としての評価はもちろんのこと、当町の教育行政を初め、地域事情にも明るく、その深い見識と豊かな経験から、教育委員会教育長として適任であると存じますので、何とぞ皆様ご満場のご同意を賜りますようお願い申し上げます。 |

| | | |
|--|--------------------|---|
| | 沼端副議長 (議員席) | 当局の説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| | 沼端副議長 (議員席) | なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| | 沼端副議長 (議員席) | なしと認め、討論を終わります。 これから議案第44号について採決いたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。 <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| | 沼端副議長 | 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。 暫時休憩します。 <p style="text-align: right;">(休憩 午後2時25分)</p> |
| | 沼端副議長 | 休憩前に引き続き会議を開きます。 <p style="text-align: right;">(再開 午後2時27分)</p> |
| | 沼端副議長 (議員席) | 先ほど、私から副議長の辞職願を提出いたしました。 お諮りします。 副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題 としたいと思います。 これにご異議ありませんか。 <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| | 沼端副議長 | 異議なしと認めます。 よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1とし、 議題とすることに決定しました。 |
| | 沼端副議長 | 追加日程第1、副議長辞職の件を議題とします。 地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となるため、 仮議長と交代し、退席させていただきます。 仮議長の議事進行をお願いいたします。 佐々木光雄議員、仮議長お願いいたします。 <p style="text-align: right;">(沼端 務議員 退席)</p> |
| | 佐々木仮議長 | 仮議長の佐々木光雄です。 |

| | | |
|--|-------------------------|--|
| | <p>事務局長 (小向正志君)</p> | <p>沼端 務議長にかわりまして、議長職を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、辞職願を朗読させます。</p> <p>事務局長。</p> <p>おいらせ町議会議長、馬場正治殿。</p> <p>おいらせ町議会副議長、沼端 務。</p> <p>辞職願。</p> <p>このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。</p> <p>以上です。</p> |
| | 佐々木仮議長 (議員席) | <p>沼端 務副議長の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| | 佐々木仮議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、沼端 務副議長の副議長の辞職を許可することに決定しました。</p> <p>沼端議員の入場を許可します。</p> <p style="text-align: right;">(沼端 務議員 着席)</p> |
| | 佐々木仮議長 (議員席) | <p>沼端 務議員にお知らせします。</p> <p>副議長辞職の件は許可されました。</p> <p>ただいま副議長が欠けました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> |
| | 佐々木仮議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決しました。</p> |
| | 佐々木仮議長 | <p>追加日程第2、副議長の選挙を行います。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後2時33分)</p> |

| | | |
|--|--------|---|
| | 佐々木仮議長 | 休憩前に引き続き会議を開きます。 (再開 午後2時45分) |
| | 佐々木仮議長 | お諮りします。 選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。 |
| | (議員席) | ご異議ありませんか。 **なしの声** |
| | 佐々木仮議長 | 異議なしと認めます。 よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。 お諮りします。 指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。 |
| | (議員席) | ご異議ありませんか。 **なしの声** |
| | 佐々木仮議長 | 異議なしと認めます。 よって、議長が指名することに決定しました。 副議長に川口弘治議員を指名します。 お諮りします。 ただいま議長が指名しました川口弘治議員を副議長の当選人として定めることにご異議ありませんか。 |
| | (議員席) | **なしの声** |
| | 佐々木仮議長 | 異議なしと認めます。 よって、ただいま指名しました川口弘治議員が副議長に当選されました。 ただいま副議長に当選されました川口弘治議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。 当選された川口弘治議員に、副議長就任のご挨拶をお願いいたします。 ご登壇願います。 |
| | 川口副議長 | あまり例のないこととはいえ、議長の推選、そして皆様のご同意をいただきまして、ただいま副議長に背任いたしました川口です。 今後は、議会のスムーズな運営に議長の補佐として、副議長 |

| | | |
|------|---------------|---|
| 日程終了 | 佐々木仮議長 | <p>として責務を果たしたいと思います。</p> <p>議員各位の皆様には、今後ともご指導、ご協力のほど、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>以上、一言挨拶とします。</p> <p>以上で、仮議長としての職務は終了いたしましたので、川口弘治副議長と交代させていただきます。</p> <p>どうもありがとうございます。</p> |
| | 川口副議長 | <p>以上で、本臨時会の会議に付された事件は、全て議了いたしました。</p> <p>ここで、町長から発言したい旨の申し出がありますので、これを許します。</p> <p>演壇にてお願いします。</p> <p>町長。</p> |
| 町長挨拶 | 町長 (成田 隆君) | <p>平成30年第1回おいらせ町議会臨時会におきまして、議員各位には、大変ご多用中のところご参集いただき、また、提案いたしました全ての議案について議決賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>議案審議の過程でいただきましたご意見、ご提言を十分に踏まえ、今後の町政運営に努めてまいりたいと存じます。</p> <p>また、空席となっております副町長の選任と教育長の任命につきましては、ご同意をくださいましたことに対し、心から感謝申し上げます。正常化されました体制により、今後、公約実現のための施策を本格的に展開してまいりたいと存じます。</p> <p>さて、ことしは例年より早く桜が開花し、先週には当町のソメイヨシノも満開となりました。当町は、今まさに春らんまんを迎えております。県内各地でも春祭りが催されておりますが、当町の春祭りは先月28日から始まっております。まだ、ゴールデンウィーク中でもありますので、議員各位も会場の下田公園、いちよう公園にぜひお立ち寄りいただき、初々しい若葉が薫る心地よい季節を満喫していただければ幸いと存じます。</p> <p>最後になりますが、議員の皆様には健康に留意されまして、ますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げまして、閉会に当</p> |

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 30 年 6 月 13 日

副議長 沼 端 務

副議長 川 口 弘 治

仮議長 佐々木 光 雄

署名議員 平 野 敏 彦

署名議員 田 中 正 一